

夢ある教育 きらめきプラン

— 佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり —

第3期佐用町教育振興基本計画

(案)

佐用町教育委員会

令和2年3月

第3期佐用町教育振興基本計画目次

はじめに

発刊によせて

第 1 章 策定にあたって

1 策定の趣旨	1
(1) 策定にあたって	1
(2) 計画の構成	1
(3) 計画の内容	1
(4) 策定までの経緯	2
2 佐用町の教育	3
(1) 佐用町立学校の変遷	3
(2) 第2期佐用町教育振興基本計画の検証	4

第 2 章 社会情勢・教育環境の変化

1 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行	11
(1) 人口減少	11
(2) 少子高齢化	12
(3) 児童生徒数の推移	12
2 生活の変化	14
(1) 世帯人員の減少	14
(2) 人間関係の希薄化	14
(3) 体験活動の機会の減少	15
3 人生100年時代の到来	15
(1) 生涯を通じた活躍の場の変化	15
(2) 全員活躍社会に向けた対応	15
4 グローバル化の進展	15
(1) 生活圏の広域化と訪日外国人の増加	15
(2) 持続可能な社会の構築	16
5 I C Tによる技術革新の進展	16
(1) 超スマート社会の到来	16
(2) 高度情報化社会への対応	16
6 教育の機会均等	17
(1) 子どもの貧困等社会経済的な課題	17
(2) 合理的配慮の義務化	17
(3) 不登校等対策	17

7 震災・気象災害への対応	17
(1) 大規模災害の発生	17
(2) 町の防災体制	18
8 働き方改革	18
(1) 多忙化対策	18
(2) 「ワーク・ライフ・バランス」社会の実現	18
第3章 佐用町のめざす教育	
1 基本理念	19
2 基本方針	21
3 基本的方向と施策	22
基本方針1 育ちの連續性を重視した「生きる力」を育む 教育の推進	22
(1) 「確かな学力」の育成	22
(2) 「豊かな心」の育成	25
(3) 「健やかな体」の育成	27
(4) キャリア教育の推進	29
(5) 特別支援教育の推進	30
(6) 幼児期の教育の充実	32
基本方針2 一人一人の個性を生かした子どもたちの学びを 支える環境の充実	34
(1) 教職員の資質・能力の向上と働き方改革の推進	34
(2) 学校の組織力の強化	36
(3) 教育環境の整備・充実	37
(4) 家庭と地域による学校と連携した教育の推進	39
基本方針3 人生100年を通じた学びの推進	41
(1) 主体的に生きるための学ぶ場の充実	41
(2) 文化財等の地域資産の活用	43
(3) 生涯スポーツ等の推進と環境づくり	44
◇計画の推進と進行管理	45
◇第3期佐用町教育振興基本計画の骨子	
◇策定委員会委員名簿	

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

教育基本法第17条第2項において、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定され、地方公共団体においても、これからの中の教育の振興に係る計画を策定することが求められている。

佐用町においては、これまで「夢ある教育 きらめきプラン 一佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり」を基本理念とした第2期佐用町教育振興基本計画を策定し教育を推進してきた。

この度、これまでの取組の成果と課題、佐用町内外の社会情勢や教育環境の変化等を踏まえ、佐用町第2次総合計画や平成31年（2019年）2月に策定された第3期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）等を参照し、第3期佐用町教育振興基本計画を策定する。

（1）策定にあたって

令和元年度中を改定期間とし、学識経験者や教育関係者、住民代表からなる第3期佐用町教育振興基本計画策定委員会を組織した。

本計画の対象期間は、令和2年（2020年）度から令和6年（2024年）度までの5年間であり、進捗状況においては、毎年の教育委員会評価等において検証し、その結果を次年度の実施計画に反映していく。

（2）計画の構成

計画は3章で構成している。第1章「策定にあたって」では策定の趣旨を述べるとともに、第2期教育振興基本計画を検証し、佐用町教育の現状と課題についてまとめた。

第2章「社会情勢・教育環境の変化」では、国、県の情勢を踏まえながら、佐用町の現在や予測される将来の状況、子どもたちを取り巻く環境について考察した。

第3章では、基本理念を示したのち、その実現に向けての基本方針、基本的方向、施策、主な取組について記述し、からの佐用町教育の指針を設定した。

（3）計画の内容

国や県の計画を踏まえて、佐用町が所管する事業を対象とした。本町における学校教育に係る教育行政の基本的な方針を示すとともに、保幼小連携の視点を中心として保育・就学前教育に係る内容についても提示している。

(4) 策定までの経緯

- ① 第1回第3期策定委員会 令和元年9月25日
 - 計画骨子の提案
- ② 第2回第3期策定委員会 令和元年12月6日
 - 内容の検討
- ③ 第3回第3期策定委員会 令和2年1月20日
 - 内容の検討
- ④ 第4回第3期策定委員会 令和2年2月19日
 - 計画案の最終確認

2 佐用町の教育

(1) 佐用町立学校の変遷

全国初の機関の共同設置方式^{*}による佐用郡教育委員会が発足した昭和41年(1966年) 当時、佐用郡内の町立学校は、中学校8校(うち分校2校)、小学校14校であった。

昭和46年(1971年)、上月中学校と久崎中学校を統合して上月中学校を開校し、三日月小学校と大畠小学校を統合して三日月小学校となった。

昭和50年(1975年)、佐用中学校、同江川分校、利神中学校、同石井分校を統合して佐用中学校を開校した。

昭和60年(1985年)以降は、過疎化、少子化により児童生徒数の減少が進み、この35年間で佐用郡内の児童生徒数は、2,000人以上減少した。(昭和60年(1985年)3,086人、令和元年(2019年)1,004人)

平成6年(1994年)、児童数の減少が著しい長谷、平福、石井、海内の4小学校を統合し、利神小学校を開校した。

平成17年(2005年)10月、佐用、上月、南光、三日月の4町が合併、佐用郡教育委員会が解散して佐用町教育委員会として発足するとともに、当時の全14小中学校が佐用町立学校となった。

平成26年(2014年)、佐用小学校と江川小学校を統合して佐用小学校を、中安小学校と徳久小学校を統合して南光小学校を開校した。

平成27年(2015年)、佐用郡佐用町・宍粟市事務組合立三土中学校が閉校となり、在籍していた三河地区の生徒は上津中学校へ合流することになった。

同年、幕山小学校、上月小学校と久崎小学校の3校を統合し、上月小学校として開校した。

令和2年(2020年)、佐用小学校と利神小学校を統合して佐用小学校に、南光小学校と三河小学校を統合して南光小学校となる。

この統合により、町内の小学校は4校、中学校は4校となる。

(2) 第2期佐用町教育振興基本計画の検証

第2期「佐用町教育振興基本計画」(計画期間：平成27年度(2015年度)～令和元年度(2019年度))の基本理念「夢ある教育 きらめきプラン～佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり～」に基づき、第2期計画が掲げた2つの基本方針についての取組の成果と課題を、教育委員会評価をもとに検証し、今後の方向性を示した。

基本方針1 「夢ある教育」の推進

「夢ある教育」を推進するため、重点目標を定め、教育施策の充実を図った。

重点目標① 未来に向かって「夢」をはぐくむ

ア 温もりのある教育活動の展開

検証結果

家庭訪問や個別懇談を行い、保護者と連携しながら個別に対応ができている。「佐用町確かな学力きらめきプラン」事業等の各種調査を経年で実施し、結果の検証ができている。

今後の方針

学力調査や運動能力調査の結果から児童生徒一人一人の状況を把握し、きめ細やかな指導を継続し、確かな学力の育成につなげる必要がある。

イ 特色のある教育活動の展開

検証結果

児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて教育目標を設定するとともに学校関係者評価※等を活用し、P D C Aサイクル※を行いながら教育課程が編成されている。

今後の方針

引き続き地域人材の活用や体験活動を通じて、地域の自然、産業、歴史、伝統、文化等について理解を深め、ふるさと佐用の魅力を再認識する教育を推進する。

ウ 保幼小中連携の充実

検証結果

保幼小の連携については、連絡会や交流会等を通じて情報交換が密に行えている。小中連携については合同研修会を開催するとともに、積極的に授業参観や交流事業を行えている。生徒指導では、「保幼小中高児童生徒指導連絡協議会」において、指導について共通理解を図ることができている。人権教育については、佐用町人権教育協議会の取組を通して充実を図ることができている。

今後の方針

今後は、円滑な接続のための取組をさらに充実させ、小1プロブレム※や中1ギャップ※の解消を図っていく。発達段階に応じた人権課題の主体的解決に向けた教育を推進する。

エ キャリア教育※の推進

検証結果

各校においてキャリア教育全体計画が作成され、教育活動全体を通して、社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる資質・能力を身に付け、夢や希望をもって学び続ける児童生徒の育成に取り組んでいる。

今後の方針

引き続き体系的・系統的なキャリア教育を推進するとともに、特別活動を要とし、体験活動等を通して、社会に触れる機会の充実を図っていく。

オ 学校・園と家庭との連携

検証結果

学校・園だよりや学級通信、学校・保護者参観日等を通じて、積極的に情報の発信ができている。PTA、保護者会とともに、創意工夫しながら研修会等を実施している。

今後の方針

引き続き、学校・園からの情報発信を積極的に行うとともに、PTA・保護者会研修等の充実を図る。

重点目標② 「生きる力」を培う

ア 確かな学力の定着と個に応じた指導の充実

検証結果

新学習システム※等を活用した少人数指導を実践し、きめ細やかな指導体制が構築されている。支援が必要な児童生徒に対して、共通理解を図りながら継続した支援を行うことができている。

今後の方針

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行い、確かな学力を身につけさせる取組を推進する。特別な支援が必要な児童生徒に対し、連続性のある多様な学びを充実させ、一貫性のある支援体制の構築を図る。

イ 教職員の資質向上

検証結果

教育研究所が主催する研修会に積極的に参加し、研修を深めることができている。各校において、講師等を招聘して意欲的に授業研究会が開催され、指導主事が参加し助言等を行えている。また、教職員は、積極的にICT※機器

を授業に活用できている。

今後の方針

教職員としての基本姿勢の確立や指導力・授業力向上に向けた研修の充実を図る。

ウ 健やかな身体の育成

検証結果

学校給食センターでは地産地消及び質的向上の取組や個別のアレルギー対策を実施している。養護教諭を中心に年間計画に基づいた計画的な保健指導に取り組んでいる。中学校においては佐用町部活動活動方針に則った部活動運営ができている。

今後の方針

体力・運動能力、運動習慣調査等の結果を踏まえ、体力・運動能力向上の推進を図るとともに、食育、健康安全教育の推進を図る。

エ 豊かな心の育成

検証結果

芸術鑑賞会、文化祭、音楽会等の芸術文化活動を各校の年間計画に位置付け計画的に推進できている。朝読書等を通じて本に親しませる活動が実践できている。道徳科※においては、各校で年間指導計画の見直しが図られ、授業研究も積極的に行われている。

今後の方針

道徳科を要として、教育活動全体を通じた道徳教育の推進を組織的に進めていくとともに、体験教育、ふるさと意識を醸成する教育、人権教育、防災教育について計画的実践を継続する。

基本方針2

「こころ豊かな人づくり」の推進

「こころ豊かな人づくり」を推進するため、重点目標を定め、教育施策の充実を図った。

重点目標③ 豊かな人間性や社会性を育てる

ア 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実

検証結果

佐用町いじめ防止基本方針※に基づき、組織的な対応ができている。いじめの積極的認知により、件数は増加しているが早期発見・早期対応が実践されている。適応指導教室※と連携しながら、不登校児童生徒の支援を行っている。

今後の方針

今後も人間的なふれあいを通して、心の通い合う生徒指導を実践する。いじめ等の問題行動や不登校等への対応は、地域・家庭・関係機関と連携した組織的対応を行い、未然防止、早期解決をめざす。また、相談体制を充実させ、心の教育に関する今日的な課題への対応を図る。

イ 体験活動の推進

検証結果

各施設や事業所と事前に打ち合わせを行い、充実した体験活動が行えている。環境体験活動※は校区の実情に合わせ、工夫した取組が見られる。福祉教育については、町内の福祉施設との交流を積極的に行っている。

今後の方針

引き続き、豊かな人間性と健全な社会性を培うための体験活動と、持続可能な社会※の担い手を育成する環境教育を推進する。

ウ 社会の変化への対応力の育成

検証結果

イングリッシュキャンプ※やイングリッシュシャワールーム※を開催し、英語で話す機会を積極的に提供できている。ALT※や外国語担当指導主事※を配置し、コミュニケーション能力を高めるための授業改善が図られている。ICT※機器を積極的に活用できている。

今後の方針

引き続き、国際化に対応する教育を推進し、英語によるコミュニケーション能力の育成や国際社会で活躍・貢献する意欲や態度の育成を図る。また、情報活用能力を育成するため、発達段階に応じたプログラミング教育※を実施するとともに、ICT※の活用及び情報モラル※に関する指導の充実を図る。

エ 郷土の伝統文化を大切にする心の育成

検証結果

各教科や総合的な学習の時間に、郷土の歴史や文化・自然・産業等について、計画的に学習できている。

今後の方針

今後は、町内に数多くある歴史資料や文化財を活用した郷土学習を充実させていく。

重点目標④ 地域に根ざし開かれた学校・園をつくる

ア 地域と連携する学校・園づくりの推進

検証結果

各教科や総合的な学習の時間の授業に地域人材を活用できている。地域の協力を得て栽培活動に計画的に取り組めている。各校において、オープンスクール・公開保育を実施し、積極的に地域へ情報発信できている。学校評議員会を定期的に開催し、学校関係者評価[※]を次年度の学校経営に生かすことができている。

今後の方針

引き続き、保護者・地域に積極的に情報発信する体制を整えるとともに、地域の人材や資源を活用し地域に開かれた学校・園づくりを推進する。

イ 安全・安心な学校・園づくりの推進

検証結果

各学校・園において、施設・設備の安全点検を実施できている。登下校路の安全確認や交通安全教室についても、定期的に行えている。また、地域住民に登下校時の見守り活動を依頼し、協力を得ている。

今後の方針

子どもたちが自らの命を守るため、主体的に行動できる安全教育の充実を図る。また、スクールバスを利用する児童生徒への安全指導等を行う。

ウ 防災教育の推進

検証結果

各校・園の防災計画に基づき、防災避難訓練を実施している。副読本等を活用し、計画的に防災教育を実践している。

今後の方針

佐用町の経験や教訓を踏まえ、実践的・継続的な防災教育を推進するとともに、家庭や地域と連携した防災・減災教育の充実を図る。

エ 地域の教育活動との連携

検証結果

学校・園と関係機関が連携を取りながら、問題発生時は迅速な対応ができる体制を整えている。青少年育成センターの指導員が、登下校指導、列車指導、地域巡回を行なう、地域の情報収集に努めている。

今後の方針

引き続き、地域全体で子どもたちの成長を支えていく活動を推進するとともに、子どもたちへ地域行事への積極的な参加を呼びかける。

重点目標⑤ 明るく豊かで活力に満ちた社会をつくる

ア 家庭や地域の教育力の向上

検証結果

子育て支援センターのママプラザにおいて、乳幼児期からの子育て支援を行うとともに、子育て支援に係る各種講座を実施した。児童生徒に、家庭学習の手引きを作成・配布し、家庭学習習慣の定着を図っている。また、家庭教育に関する相談事業を実施した。

今後の方針

乳幼児期から学齢期まで、発達に応じた支援体制を構築するとともに、子育てに関する学びの場や相談体制の充実を図る。

イ 人権文化の創造

検証結果

多くの町民参加のもと、人権講演会や人権まちづくりフェスタを開催し、人権意識の高揚を図った。人権に関するポスターや作文、標語を募集し、優秀作品の表彰や広報を行い、広く啓発活動を行った。

今後の方針

今日的な人権課題に対する理解の促進や、多文化共生社会の実現をめざす人権学習の充実を図る。

ウ 芸術文化の振興

検証結果

さよう文化情報センターや上月文化会館、南光文化センターを芸術文化活動の拠点として、町民に活動や発表の場を提供している。小学校芸術鑑賞会を開催し、児童の情操教育に寄与している。文化協会や美術協会等の活動の支援を行った。

今後の方針

引き続き、町民一人一人や各団体の活動を支援するとともに、優れた芸術文化等の鑑賞や学習機会、情報の提供に努める。

エ スポーツ・レクリエーションの振興

検証結果

スポーツ推進委員を中心に各種事業を実施し、町民の健康維持及び体力の維持・増進に寄与している。

今後の方針

各スポーツの競技者数の減少や指導者不足、また高齢者の健康の維持等が今後の課題である。引き続き、佐用町生涯スポーツ推進計画に基づき、健康寿命の延伸を図るとともに、スポーツ等による地域活性化を推進する。

オ 多様な学習機会の充実

検証結果

佐用町子ども読書活動推進計画に基づいて、乳幼児から児童生徒までの読書活動の充実を図っている。生涯学習推進計画に基づき、高年大学をはじめ各種講座を開催し、多数の町民の参加を得ている。

今後の方針

引き続き、町民のニーズに対応し、ライフステージ※に応じた学びの場を提供する。

力 文化財の保護と地域活動

検証結果

利神城跡の国指定※が実現したことに伴い、利神城跡保存活用計画策定事業※及び佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト※等関連事業を進めている。

今後の方針

上記事業を継続し、歴史遺産・地域文化の保存伝承、文化財保存活用地域計画※を推進していく。

重点目標⑥ 社会の変化に対応する学校・園をつくる

ア 学校・園規模適正化の推進

検証結果

佐用町学校規模適正化推進計画・佐用町保育園規模適正化推進計画に基づき学校・園統合が行われ、保育園5園・小学校4校・中学校4校になる。

今後の方針

子どもたちが充実した学校・園生活を送るための支援を行う。少子化に伴う今後の学校規模等について、保幼小中連携のあり方や地域学校協働活動など引き続き調査研究を行う。

イ 子ども・子育て支援事業の推進

検証結果

町内4ヶ所での学童保育開設、子育て支援券※の交付、給食費の半額助成等を実施し、子育ての支援を行っている。

今後の方針

引き続き、関係機関と連携し、子どもと家庭を支援する取組を推進する。

第2章 社会情勢・教育環境の変化

人口減少が加速化し少子高齢化が進行する中で、人工知能（A I）※の発達をはじめとする技術革新やグローバル化が急速に進展し、社会全体が大きく変容している。一方で、気候変動による自然災害が多発し、暮らしの安全・安心が脅かされている。

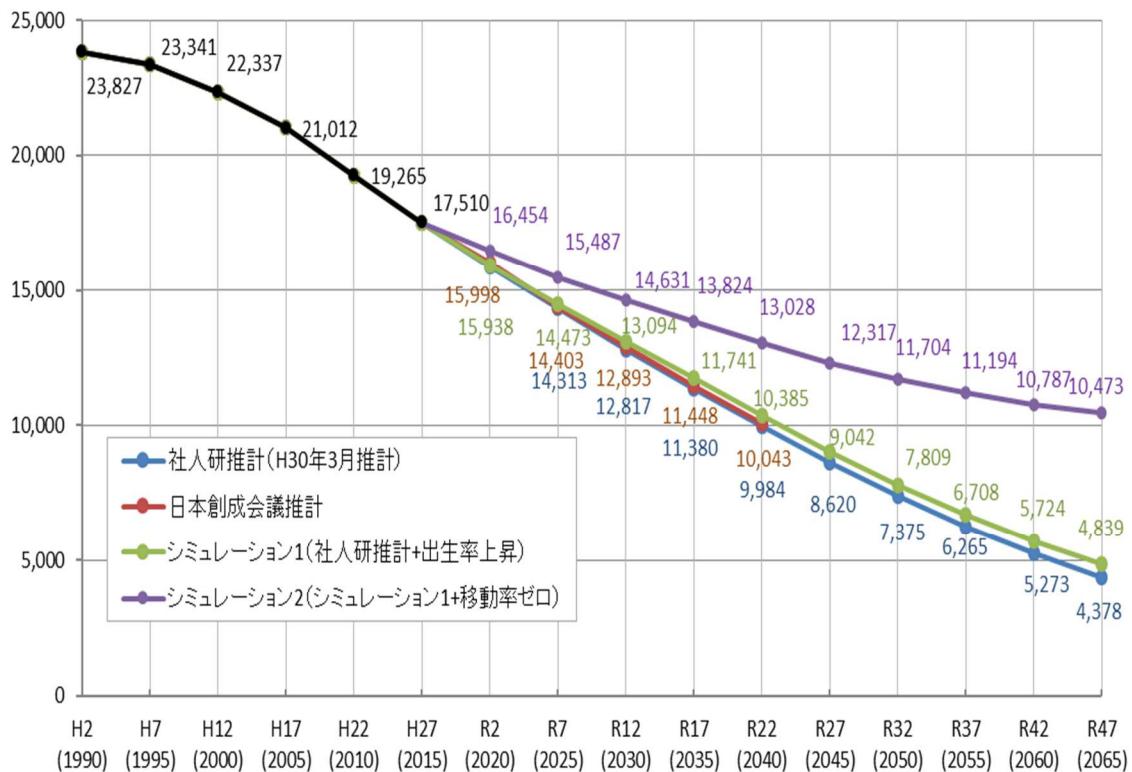
こうした社会情勢や環境の変化を背景に、教育を取り巻く環境も変容してきており、これから佐用町、日本、そして世界を担う子どもたちを育てる佐用の教育の方向性を明らかにするために、これら社会情勢・教育環境の変化を踏まえる必要がある。

1 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

(1) 人口減少

本町の人口は、終戦後の昭和22年（1947年）の38,947人をピークに、以後減少傾向が続いている。平成27年（2015年）の国勢調査によると約17,500人となっており、平成17年（2005年）合併時の約21,000人から減少が続いている。この傾向は今後も続くと見込まれており、第2期佐用町地域創生人口ビジョンにおける国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）の推計によると、令和22年（2040）には1万人を割り9,984人となると予測されている。

【佐用町の将来人口推計】

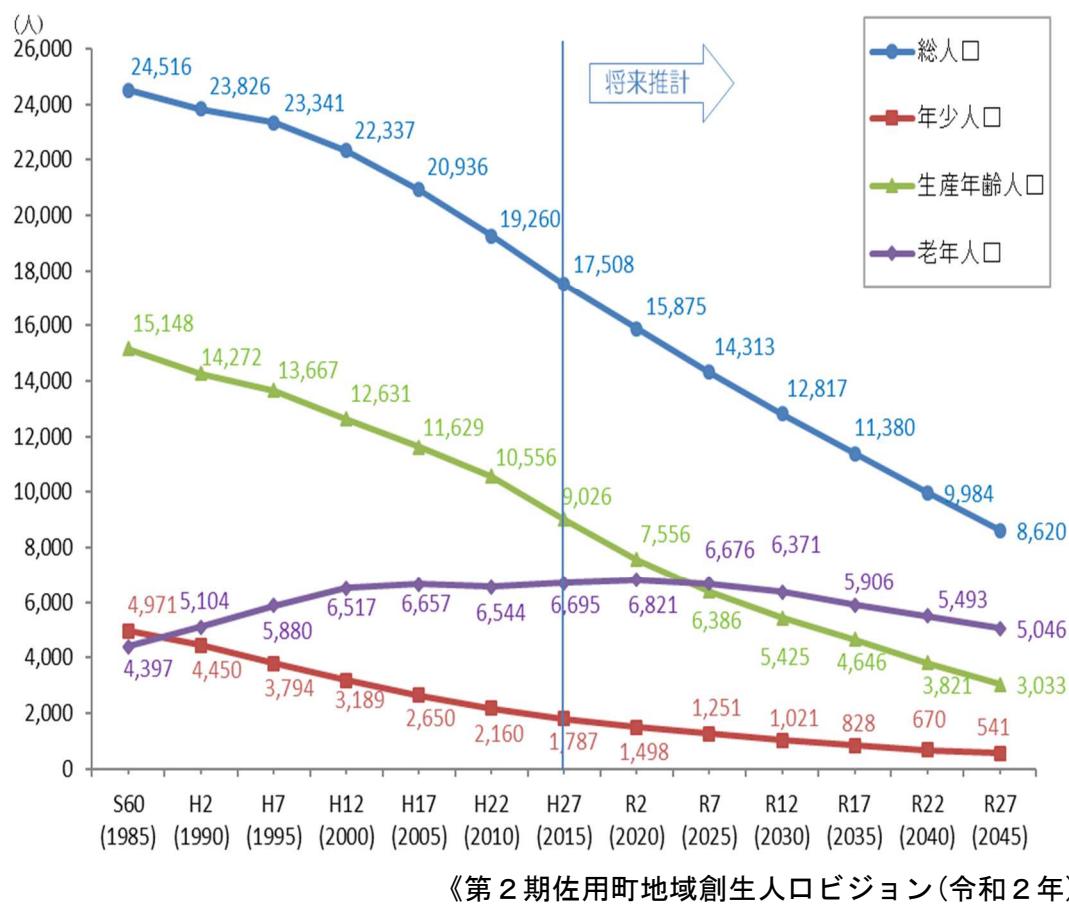


《第2期佐用町地域創生人口ビジョン(令和2年)》

(2) 少子高齢化

第2期佐用町地域創生人口ビジョンにおける年齢3区分人口の推移を見ると、年少人口（15歳未満）および生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の比率が低下、老人人口（65歳以上）の比率が上昇となり、今後、少子高齢化がますます進むと想定される。

【年齢3区分別人口の推移（社人研推計準拠）】



(3) 児童生徒数の推移

住民基本台帳をもとに予測した児童生徒数の推移を見ると、令和7年（2025年）には、小学校の児童数は545人、中学校の生徒数は309人になると見込まれ、規模適正化を推進しても各校の児童生徒数はかなり少ない状況である。そのため、人間関係が固定化されたり、グループ学習などの集団活動が制約を受けたりすることが懸念される。

【児童生徒数の推移】

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
佐用小	232	235	222	248	259	242	225	228	220	286	263	271	277	269	265
	37	42	38												
江川小															
利神小	90	89	91	86	91	88	83	74	68						
幕山小	35	36	37	37											
上月小	90	86	89	89	172	152	159	160	154	152	140	135	126	112	106
	71	67	59	55											
久崎小															
中安小	50	45	51	104	99	104	95	89	76	109	112	102	104	97	100
	60	57	57												
	66	61	53												
南光小															
三河小	150	144	122	120	104	100	91	88	89	77	79	85	80	78	74
三日月小	881	862	819	788	768	729	691	681	647	624	594	593	587	556	545
佐用中	203	191	202	193	187	156	145	160	159	157	162	150	145	137	138
上月中	130	122	111	97	91	98	88	81	80	85	86	74	75	76	80
上津中	76	74	67	55	74	61	65	62	72	67	65	68	59	63	48
三日月中	67	65	77	84	90	71	65	50	46	46	47	46	41	40	43
中学校計	476	452	457	429	442	386	363	353	357	355	360	338	320	316	309

※ 平成 23 年度（2011 年度）～令和元年度（2019 年度）の児童生徒数は、毎年度 4 月 1 日現在の在籍者数。令和 2 年度以降は、小学校は出生数を、中学校は小 6 の人数を単純加算したもの。

《住民基本台帳（令和元年）をもとに予測》

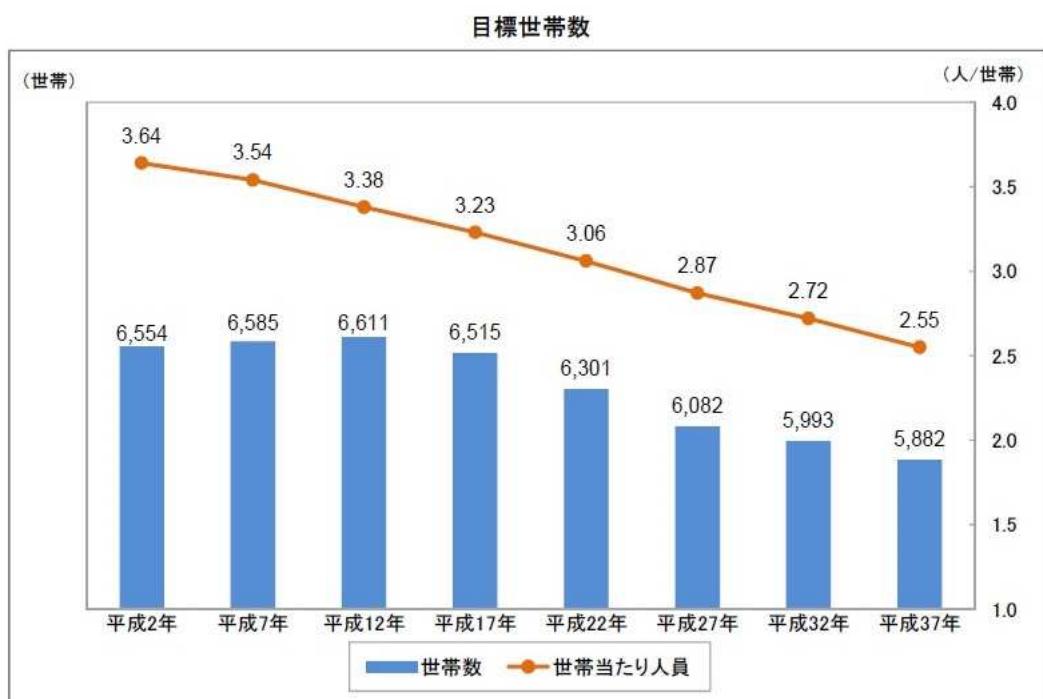
《教育施策で留意すべき点》

子どもが減少しても学校教育の活力を維持し、社会的・職業的に自立して地域社会を支える人材を育成するとともに、持続可能な社会※の実現をめざし地域の活力を維持・向上させることが課題である。また、学校の規模にかかわらず教育の質を確保し、多様なニーズに応じた魅力・特色ある教育を受けられる環境を充実させ、子どもたち一人一人の可能性を最大限に伸長させることが重要である。さらに、高齢者への理解を深めるとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参画を促進する取組の充実が期待される。

2 生活の変化

(1) 世帯人員の減少

核家族、単独世帯、ひとり親世帯等の増加を背景に、一世帯当たりの世帯人員は減少傾向にある。本町では、一世帯当たりの規模は平成2年（1990年）には3.64人だったが平成27年（2015年）には2.87人と減少しており、令和7年（2025年）には2.55人になると予測されている。このような家族の小規模化や人口減少等に伴う地域社会の変化によって、子育てについて相談できる相手が近くにいない、少ないといった家庭教育を行う上での課題が指摘されている。



年 次	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
世帯数	6,554	6,585	6,611	6,515	6,301	6,108	5,993	5,882
世帯当たり人員	3.64	3.54	3.38	3.23	3.06	2.87	2.72	2.55

《佐用町第2次総合計画(平成29年)》

(2) 人間関係の希薄化

人間関係の希薄化は都市部に限ったことではなく、田園風景の広がる本町においても、家族の小規模化や家族と社会の繋がりの希薄化等から、人と人とのつながり方に変化が生じている。マナーや規範意識の低下、子どもの自由な時間や居場所の減少、青少年だけではなく中高年までに至る引きこもり等が危惧されており、顔の見えるコミュニティづくりや地域社会全体で共に支え合うことの必要性が指摘されている。

（3）体験活動の機会の減少

少子化やＩＣＴ^{*}による仮想現実^{**}空間での交流機会の増加など、子どもを取り巻く状況の変化により、子どもの生活体験や自然体験は乏しくなっている。子ども社会においても人間関係が希薄化し、美しいものや自然に感動する心、思いやりの心が薄れ、感性を豊かにする機会が減少している。このことから、地域や家庭と連携・協働しつつ、体験活動の機会を確保していく必要性が指摘されている。

《教育施策で留意すべき点》

教育の原点である家庭の教育力の向上を支援していくことや地域全体で親子の育ちを支える環境を整えることが必要である。また、子どもたちの規範意識や自尊感情、他者への思いやり、家族を大切に思う心、人間関係を築く力、豊かな社会性などを育成するため、温もりのある生徒指導の展開、様々な体験活動の充実、教育活動全体を通じた道徳教育・人権教育の推進が必要である。

3 人生100年時代^{***}の到来

（1）生涯を通じた活躍の場の変化

健康志向の高まりや医学の進歩、生活水準の向上などにより、我が国は健康寿命世界一を競う長寿社会を迎える。人生100年時代の到来が予測されている。今後、仕事を引退した後にも、再任用等で職に就いたり、ボランティア等により地域や社会の課題解決のために活動したりすることなどが、今以上に一般的になると考えられている。

（2）全員活躍社会に向けた対応

障害者権利条約^{****}の批准、障害者差別解消法^{*****}、女性活躍推進法^{*****}の施行などにより、多様な人々の社会進出が進む中、各自が望む仕事で活躍できる労働体系の整備が求められている。

《教育施策で留意すべき点》

年齢や性別、障がいの有無などに関わらず一人一人が自己実現を図るために必要な知識・技能を身に付け、自らの可能性を最大限に發揮することができる社会の構築が求められる。また、それぞれの夢や目標に向かって生涯にわたって学び続けることができる環境の整備が必要である。

4 グローバル化の進展

（1）生活圏の広域化と訪日外国人の増加

情報通信技術の進展や交通網の整備などにより、人間の生活圏は急速に広域化しており、グローバル化が加速している。兵庫県内においても、多様な観光資源により外国人観光客の受け入れが増加しており、日本政府観光局「訪日外客数」（観光交流課調べ）によると、本県を訪れる観光客は平成29年（2017年）には約158万人となり過去最高

を更新した。また、県内の定住外国人も増加しており、日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加を続けている。本計画策定時現在、本町に該当児童生徒はいないが、近隣市町でも近年増加傾向にあることから、今後体制づくりに向けた研究は必要である。

（2）持続可能な社会[※]の構築

世界の国々の相互影響と依存の割合は急速に高まっており、貧困、紛争、人権問題、環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題を解決し、持続可能な社会を構築するための積極的な取組が求められている。

《教育施策で留意すべき点》

今後、本町の子どもたちが世界と直接関係を持つ機会が増えていくことが予想されるため、我が国の伝統や文化への理解を深めるとともに、幅広い視野で異文化を理解し尊重する態度及び共生の精神を育むことが必要である。また、チャレンジ精神、創造性、コミュニケーション能力など、グローバル社会を生き抜くための力を身に付けさせ、国際社会で主体的に活動するための力を育成することが大切である。さらに、世界規模の課題を自ら発見し解決できる能力を有した、グローバルに活躍する人材の育成も重要である。

5 ICT[※]による技術革新の進展

（1）超スマート社会[※]の到来

人工知能(AI)[※]、ビッグデータ[※]、あらゆるモノとインターネットをつなぐ Internet of Things (IoT) [※]、ロボット工学(ロボティクス[※])等の先端技術が高度化し、生産手段と社会構造が劇的に変化する超スマート社会(Society5.0)[※]の到来が予測されている。今後、日本の労働人口の相当な割合がAIやロボット等に代替できるようになる一方で、新たな仕事が創出されることが考えられる。急激に変容する社会に適応する人材を育てることが教育に求められる。

（2）高度情報化社会への対応

情報通信技術の進展が目覚ましく、スマートフォンなどICT[※]の利用・活用が世代を超えて急速に広がっている。また、ICTによる学習の支援や遠隔授業等による新たな教育環境の整備が可能となった。一方、SNS[※]に起因する犯罪被害やネット上の誹謗中傷・いじめ等が問題となっており、子どもの安全が脅かされる事態が生じている。

《教育施策で留意すべき点》

変容する社会に適応した新たな価値を創造できる人材を育成するため、ICT[※]等の新しい技術を活用した教育の環境整備を推進し、情報活用能力を育成することが必要である。ICTの効果的な活用を通して、論理的思考力、創造性、問題解決能力などを育むとともに、SNS[※]に頼らない人間関係づくり、自他を大切にする自己肯定感や思いやり、困難に立ち向かう力などを豊かに育成することが重要である。

6 教育の機会均等

（1）子どもの貧困等社会経済的な課題

厚生労働省の「国民生活基礎調査の概況（平成 28 年（2016 年））」によると、子どもの貧困率については、平成 24 年（2012 年）の 16.3% から平成 27 年（2015 年）には 13.9% に減少するなど改善が見られるものの、昭和 60 年（1985 年）の 10.9% と比較すると依然として高い水準であり、社会問題となっている。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することをめざし、経済的援助や精神的負担を軽減する支援など学習の機会均等を図る取組が求められる。

（2）合理的配慮の義務化

障害者差別解消法※の施行等を踏まえ、障がいのある子どもが、それぞれの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて適切な指導や必要な支援を受けられるよう、すべての学校における特別支援教育に係る支援体制づくりの推進、教育内容や方法の研究、施設・設備の充実が求められている。

（3）不登校等対策

兵庫県内における不登校者数は近年増加傾向にあり、5 年間で約 1,500 人増え、平成 29 年度（2017 年度）には 7,200 人（「兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について」より）を超えた。本町においても、不登校児童生徒が数人おり、すべての児童生徒が安心して教育を受けられる学校づくりの推進と、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保が求められている。

《教育施策で留意すべき点》

様々な背景をもつ人々のニーズに応じた教育機会を提供するため、多様な価値観を認め、自他の違いを尊重し合い協働する態度を育む温もりのある教育を展開していくことが望まれる。意欲と能力があるにもかかわらず経済的理由によって進学等を断念せざるを得ないといった、子どもたちの将来が生まれ育った環境で左右されることのない教育環境を整備することが求められる。また、不登校児童生徒に対する教育機会の充実を図ることや障がいの有無に関わらず共に学ぶことができるインクルーシブ教育※システムの構築を図ることが必要である。

7 震災・気象災害への対応

（1）大規模災害の発生

近年、東日本大震災をはじめとする各地での震災や集中豪雨による風水害など、大規模な災害が多発している。本町においても、平成 21 年 8 月台風第 9 号による大きな水害に見舞われた。今後は、地球温暖化の進行により、甚大な被害をもたらす超大型台風が増えることが懸念されている。また、内閣府によると、今後 30 年以内に南海トラフ地震（M 8～9 クラス）が発生する確率は 70～80% とされている。さらに、日本は地震多発国であり、いつ、どこで大きな地震が発生してもおかしくないとと言われている。

（2）町の防災体制

町では、風水害や大地震などの災害による被害の防止・軽減のため、災害対策拠点や防災設備を最大限活用できるよう、防災体制の整備を進めている。また、地域の防災力のさらなる向上を図るため、消防団の機能強化、西はりま消防組合との連携強化、地域住民参画による自主防災組織の活動支援などを推進している。一人一人が「わがこと意識」を持ち、自助・共助を実践することが求められている。

《教育施策で留意すべき点》

様々な自然災害から自らの生命を守るために日頃の備えに加え、いざというときの判断力や想像力、助け合いの心などを育む防災訓練に取り組むことが重要である。また、安全で安心な地域社会の構築に向け、学校・園、家庭、地域の果たす役割を明確にし、地域の防災拠点として機能する学校防災体制の充実を図ることが大切である。さらに、平成21年台風第9号による水害から得た貴重な教訓をもとに、命の大切さを実感させる教育やボランティア活動に積極的に取り組む意欲を培う教育を一層充実させていくことが求められる。

8 働き方改革

（1）多忙化対策

働き方改革関連法の成立（平成30年6月）により、民間企業の従業員等による時間外労働の上限が示されるなど、労働環境の改善を図ろうとする機運が高まっている。近年、学校においては、求められる教育課題が複雑化・困難化するとともに、児童生徒、保護者、地域等への対応が多様化し、業務は増加している。学校現場を取り巻く状況が大きく変化する中で、教職員の職務は多岐にわたり、その時間的・精神的負担が増大し、全国的な課題としてその対応が求められている。本町においても、ノ一會議デー・ノ一残業デー・ノ一部活デー等の設定など学校における働き方改革に向けた取組を進めているが、依然として教職員の超過勤務は多い状態であり、業務改善を図る対策の推進が求められている。

（2）「ワーク・ライフ・バランス※」社会の実現

人生100年時代※の到来に伴い、それぞれのライフスタイルやニーズに合った働き方を実現する「ワーク・ライフ・バランス」社会の実現に向けて、質の高い学校教育を保持しつつ、仕事や働き方に関する意識やしくみの変革が必要である。

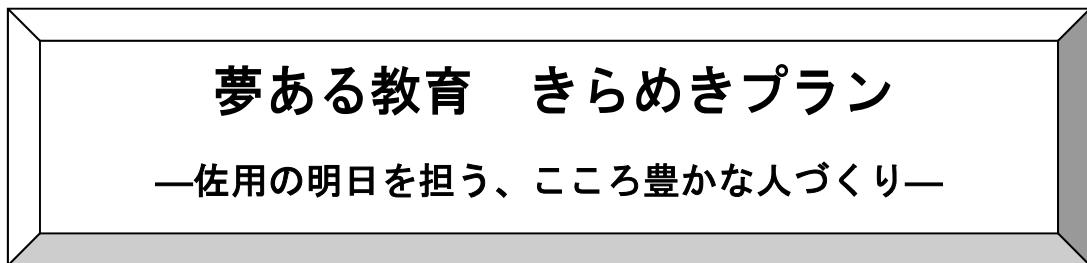
《教育施策で留意すべき点》

兵庫県の「教職員の勤務時間適正化推進プラン※」に基づく取組を着実に進め、すべての教職員が心身ともに健康で充実した生活が送れるよう、学校、教育委員会、関係団体が連携し、学校における働き方改革を進めていくことが重要である。その際、児童生徒と向き合う時間がしっかりと確保され、教育活動がさらに充実されるよう留意することが不可欠である。

第3章 佐用町のめざす教育

1 基本理念

第2期「夢ある教育 きらめきプランー佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくりー」（佐用町教育振興基本計画）に基づくこの5年間の取組状況や社会情勢・教育環境の変化等を踏まえ、今後5年間の佐用町の教育の基本理念を示す。



「夢ある教育とこころ豊かな人づくり」すなわち人生は希望があつてこそ生きがいがあり、希望のある生活にのみ充実が期せられるという理念は、昭和41年に佐用郡4町の教育委員会が統合され、佐用郡教育委員会が発足して以来、一貫して掲げられてきた教育理念である。

【第1期 佐用町教育振興基本計画】

これまでの教育の成果と課題を踏まえ、教育の理念を示す教育基本法、兵庫県の教育施策に関する基本的な計画である「ひょうご教育創造プラン」に基づき、「夢ある教育 きらめきプランー佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくりー」（佐用町教育振興基本計画）を平成23年（2011年）3月に策定した。これは、小中学校における学校教育だけにとどまらず、「育ちの連続性」を重視し、保育園・幼稚園に通う幼児から小中学校の児童生徒までを対象とした教育の振興をめざす基本計画である。

【第2期 佐用町教育振興基本計画】

人口減少、少子高齢化、高度情報化、グローバル化など教育を取り巻く環境が大きく変化する社会情勢、また価値観が多様化した現代においても、「夢ある教育」の理念は受け継がれるべき指針であると捉え、「第2期佐用町教育振興基本計画」策定にあたっても柱とした。

学校はもとより、家庭・地域の連携をより一層密にしながら、子どもたちとの心の絆を深め、一人一人の個性を尊重するとともに、学ぶことの楽しさを実感できる教育を開いていくこととし、「第2期佐用町教育振興基本計画」を平成27年（2015年）3月に策定した。

【第3期 佐用町教育振興基本計画】

第2章に記したように、現在、社会情勢は激変しているうえ、これからの社会を予測

することが困難な激しい変化の時代を迎えている。次代を担う子どもたちの教育を考えるにあたっては、こうした変化に柔軟に対応できる力とともに、これからの中を創造していく力の育成が重要である。

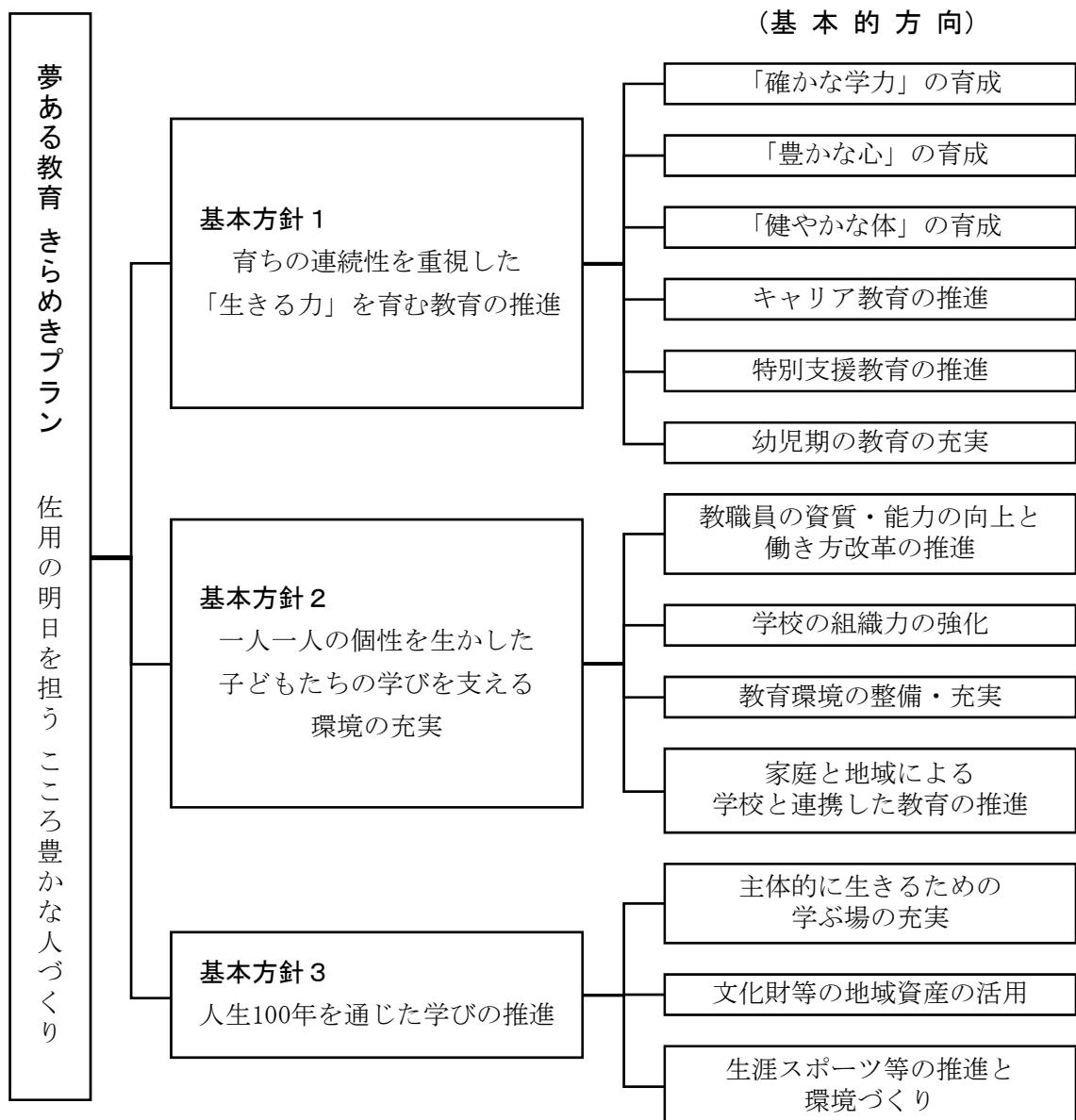
そこで、「第2期佐用町教育振興基本計画」の成果と課題を踏まえるとともに、国の「第3期教育振興基本計画」及び兵庫県の「第3期ひょうご教育創造プラン」に準じて、今後の5年間における佐用町の教育の指針となる「第3期佐用町教育振興基本計画」を策定した。

テーマ「夢ある教育 きらめきプラン」は、このような激変の時代においても、夢や希望を持ち、いきいきとかがやきながら活動する人をイメージし、表現したものである。子どもが減少しても教育活動の活力を維持し、学びを支える環境を充実させ、子どもたちをはじめとするすべての町民に、夢や希望を持ちながら目標に向かって主体的・積極的に学ぶ力と、人生100年を通じて学び続けていく力を育成することをめざしている。

サブテーマ「佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり」には、高度情報化、グローバル化が大きく進展する今日の状況下にあっても、幼児から児童生徒までの「育ちの連続性」を充実させ、思いやりの心やふるさとの自然・伝統文化を大切にし、生涯を通じて“ふるさと佐用”を愛する心をもち、広く社会に貢献できる人であって欲しいという願いを込めている。

2 基本方針

基本理念の実現に向け「子どもたちに身に付けさせたい資質・能力」、「子どもたちを取り巻く環境の整備」、「生涯を通じて学び、豊かな人生を送ることができるまちづくり」の3つの視点から、1 「育ちの連續性を重視した『生きる力』を育む教育の推進」・ 2 「一人一人の個性を生かした子どもたちの学びを支える環境の充実」・ 3 「人生100年を通じた学びの推進」の3つの基本方針を定める。



3 基本的方向と施策

3つの基本方針を推進し具現化していくため、それぞれの基本的方向と施策を定める。

基本方針 1

育ちの連續性を重視した「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちが生きていくこれからの中は、複雑で予測困難な社会と言われる。このような状況においては、どのような未来を創り、どのように社会をよりよいものにしていくかということについて、子どもたちが主体的に考え積極的に社会に関わろうとする力、社会に対応していく力が必要である。

そのためには、佐用町の「夢ある教育」の理念を引き継ぎながら、子どもたちの発達段階や多様なニーズを踏まえて、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスがとれ、生涯にわたって自らの夢や目標の実現に努力する人を育成することが不可欠である。その際、新しい保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領に基づき、保育園・幼稚園、小学校、中学校の滑らかな接続を重視することが大切である。また、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育※、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育※の構築を図る特別支援教育、よりよく生きるために基礎となる幼児期における教育を含め、総合的に「生きる力」を育むことが必要である。

そこで、次の6つの基本的方向に沿って取組を推進する。

(1) 「確かな学力」の育成

複雑で予測困難な社会において自立して活動していくためには、「確かな学力」を身に付けさせることが重要である。そこで、子どもたちに、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等及び主体的に学習に取り組む態度・人間性等を育成する。

このため、次の4つの施策に取り組む。

- 施策
- ① 学力向上の推進
 - ② 国際化に対応する教育の推進
 - ③ 理数教育の充実
 - ④ 情報活用能力の育成

① 学力向上の推進

これからの中時代に求められる資質・能力を育成するため、児童生徒の学力・学習状況の把握に基づくきめ細かな指導を充実させ、基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図る。また、各学校が設定する教育目標を実現するため、校長のリーダーシップのもと「主体的・対話的で深い学び」の実現やカリキュラム・マネジメント※の確立を通して、児童生徒の学力の向上を図る。

ア カリキュラム・マネジメント*の確立

各教科等、学年相互の関連や外部人材の活用等を踏まえた指導計画を作成し、P D C Aサイクル*によって改善を図るカリキュラム・マネジメントを確立する。

イ 各教科等における言語活動の充実

各教科等において、文章・図等を正確に読み取ったり、その内容を相手に分かりやすく表現したり、的確に聞き取ったり、話し合いを通して自らの考えを深めたりするなどの言語活動を充実させる。また、校内の掲示物など学校全体における言語環境を整備するとともに、学校図書館を計画的に活用し、家庭や地域とも連携して読書習慣を身に付けさせる。

ウ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

実際の授業においては、授業形態を工夫し目標（めあて）を提示して児童生徒と共有したり、「書く」「話し合う」などの言語活動を充実させたりするなど、学校全体で「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に努める。

エ 児童生徒一人一人の状況等に応じた指導の充実

児童生徒一人一人の生活実態や学力・学習状況等を適切に把握・分析し、学習意欲の向上と基礎的・基本的な知識・技能の定着に向け、新学習システム*等を活用してきめ細やかな指導を継続する。加えて、わかる授業の実現に向け、指導方法の工夫・改善に取り組む。

オ 「家庭学習の手引き」の活用等による学習習慣の定着に向けた指導の充実

指導方法の工夫や学習タイムの充実、児童生徒の発達段階に応じた家庭学習課題の適切な設定、佐用町教育委員会が作成した「家庭学習の手引き」の活用等により、家庭と連携しながら学習習慣の定着を図る。

② 國際化に対応する教育の推進

グローバル化が進展する社会において将来活躍できる児童生徒を育成するためには、豊かな語学力やコミュニケーション能力、主体性や創造性、チャレンジ精神等を持って行動できる能力や態度を培う。また、我が国の歴史や伝統・文化に対する理解を深め、郷土を愛する心を育むとともに、広い視野を持って異文化を理解し、異なる習慣や文化を持った人々と共に生きていくための資質や能力を育成するなど、国際理解を深める取組の充実を図る。

ア 豊かな語学力やコミュニケーション能力を育成する外国語教育の推進

小学校中学年での「外国語活動」や高学年での「外国語科」の導入を踏まえ、小・中を通じた外国語教育の更なる充実を図り、9年間で「聞く」「読む」「話す」「書く」の4つの技能をバランスよく総合的に育成する。また、児童生徒の発達段階に応じて、A L T*等との外国語を用いたふれあいや対話の機会を充実させ、

主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

イ 異文化理解の育成とふるさと意識の醸成をめざした国際理解教育の推進

各教科や総合的な学習、特別活動等全ての教育活動を通じて、異なる文化を尊重し様々な国や地域の人々と共生する心や態度を育てる。加えて、我が国の歴史や伝統・文化を理解し、郷土を愛する心を養い、国際的視野に立って主体的に行動するために必要な態度・能力を培う。

③ 理数教育の充実

IoT^{*}やA I^{*}等をはじめとする科学技術が加速度的に進展する社会において、将来、児童生徒が活躍できるよう、科学技術の土台である理数教育の充実を図る。理科、算数・数学への興味・関心を喚起し、科学的なものの見方や論理的な考え方を身に付けさせ、粘り強く探究する意欲・態度を育成する。

ア 理科、算数・数学に対する興味・関心、学習意欲を高めるための学習指導の工夫

全国学力・学習状況調査^{*}等の分析結果や「学習指導等の改善・充実のポイント」を踏まえ、理科、算数・数学への興味・関心を高め、知的好奇心や探究心を喚起する魅力ある授業づくりに努める。

イ 観察・実験、数学的活動を重視した授業改善等の推進

問題解決の力を養う観察・実験の指導力向上に努めるとともに、体験的な学習活動や、数・式・図等を用いた数学的活動などの充実を図り、数学的・科学的なものの見方を育む授業づくりに取り組む。

④ 情報活用能力の育成

超スマート社会（Society5.0）^{*}の到来を見据えて情報活用能力（情報モラル^{*}を含む）を育成するため、コンピュータや情報通信ネットワーク等のI C T^{*}を効果的に活用する学習活動の充実を図る。

ア 発達段階に応じたプログラミング教育^{*}の充実

発達段階に応じて、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図的な処理を行わせる際に必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を、計画的に実施する。

イ 情報社会に主体的に対応しうる情報活用能力（情報モラル^{*}を含む）の育成

I C T^{*}に慣れ親しんだり効果的にI C Tを活用したりする学習活動を通して、情報活用能力の育成を図る。S N S^{*}等コミュニケーションツールの利用拡大に伴うトラブルの増加を踏まえ、相手の状況や気持ちを考えた適切なコミュニケーションの在り方や、個人情報の重要性、肖像権や著作権等の権利を尊重すること

の大切さについて正しく理解する情報モラルの醸成に努める。

(2) 「豊かな心」の育成

子どもたちの健やかな成長のためには、前述の「確かな学力」とともに「豊かな心」を育成することが不可欠である。そのためには、発達段階や一人一人の個性に応じて、自己肯定感・自己有用感の涵養をはじめとして、好ましい人間関係を形成する力、自律性や自立心、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、いじめを許さない心など、子どもたちに豊かな人間性と健全な社会性を育むことが重要である。

このため、次の5つの施策に取り組む。

- 施策
- ① 体験教育の推進
 - ② ふるさと意識を醸成する教育の推進
 - ③ 道徳教育の推進
 - ④ 人権教育の推進
 - ⑤ 防災教育の推進

① 体験教育の推進

児童生徒に豊かな人間性や健全な社会性を育み、規範意識を醸成し、命を大切にする心や思いやりの心及び共生の心などを養うため、ねらいを明確にして自然体験や社会体験を充実させ、地域と連携した体験教育を推進する。

ア 豊かな人間性と健全な社会性を培う体験活動の推進

心豊かに生活する基盤をつくるため、自然学校※や「トライやる・ウィーク※」などの体験活動を通して、豊かな情操を培う。また、福祉体験やボランティア体験、就業体験等、人や社会とかかわる活動を通して、公共の精神や協調性を育む。

イ 持続可能な社会※の担い手を育成する環境教育の推進

郷土の自然環境を知って理解し、自ら工夫して豊かな自然環境を守ろうと努め、子孫に引き継いでいく持続可能な社会を構築する担い手を育成するため、自然とのふれあいや身近な生活の中での気付きや発見をきっかけとして、環境への興味・関心を喚起させる。そのうえで、命あるものとふれあう中での感動を通して命の大切さを実感させ、自然に対する豊かな感性や命を尊ぶ心を育む。

② ふるさと意識を醸成する教育の推進

国や兵庫県・佐用町を愛し、誇りを持つ心を育て、地域の一員としての自覚を高めるため、地域の歴史・産業や自然・文化等を体験的に探求する学習を充実させる。また、地域の行事への参加を促進したり、地域住民をゲストティーチャーとして学校に招聘したりして、人々とのふれあいを通じて地場産業や地域の自然、歴史、伝

統、文化等についての理解を深める。

ア ふるさとの魅力を再認識する教育の推進

地域人材の活用、地域の行事への参加や伝統文化・芸能の体験等を通じて郷土の伝統文化に親しんだり、「トライやる・ウイーク※」をはじめとする体験活動などを通して地域の歴史・産業等に触れたりする機会の充実を図り、ふるさとの魅力を再認識する教育を推進する。

イ 国や郷土の伝統文化・芸術文化に触れる機会の充実

地域に根ざした伝統芸能や多様な芸術を鑑賞したり、その活動に参加したりする機会を充実させ、感性を高め、豊かな情操を養う。

ウ 国や郷土の歴史に関する教育等の充実

地域の歴史資料「ふるさと兵庫 魅力発見！」「わたしたちのまち郷土佐用町」の活用や、歴史的な建造物や民俗芸能の見学、伝統工芸の体験等を通じて、国や郷土の歴史、伝統・文化への理解を深める。

③ 道徳教育の推進

人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培い、主体的に人生や社会を切り拓く人づくりの基盤としての道徳性を育成するため、「道徳科※」を要として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育の指導体制を充実させるとともに、家庭・地域との連携を図る。

ア 他者や自己との「対話」により考えを深める道徳教育の推進

道徳の教科化について理解を深め、指導のねらいに則した多様な指導方法を工夫し、児童生徒が物事を多面的・多角的に捉え、自分自身のこととして考えを深めることができるよう、他者や自己との「対話」のある授業の構築に努める。

イ 学校・家庭・地域が連携した道徳教育の推進

豊かな道徳性と健全な社会性の育成をめざして、授業参観やオープンスクール等の機会を捉えて道徳の授業を公開したり、学校における道徳教育についての情報発信したりするなど、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を推進する。

④ 人権教育の推進

人権尊重の理念に対する理解を深め、生命の尊厳を基盤に自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に主体的に取り組む実践力を育成するため、教育活動全体を通じて今日的な課題に対する人権教育を推進する。また、好ましい人間関係づくりを軸に据えた学級づくりに努める。

ア 多文化共生社会の実現をめざす教育の充実

多様な文化的背景を持つ人々と豊かに共生する心を育むため、各教科、道徳、総合的な学習の時間等の授業を通して、異なる文化、民族、宗教、生活習慣、価値観などに対する理解を深め、共に生きていこうとする意欲や態度を育成する。

イ 発達段階に応じた人権課題の主体的解決に向けた教育の推進

佐用町人権教育協議会が主催する研究大会や専門委員会の活動等を通して教職員の人権感覚の涵養に努める。学校・園や地域の実態を踏まえ、子どもの発達段階に応じて、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、自他の人権を守り人権課題を解決しようとする実践的な行動力を育成する。

ウ 好ましい人間関係づくりに向けた人権教育の推進

いじめや不登校等の未然防止に向け、誰もが安心できて一人一人が存在感を持っている学級づくりに努めるとともに、児童生徒に好ましい人間関係を形成していく力を培う。

⑤ 防災教育の推進

阪神・淡路大震災や平成21年台風第9号災害などの記憶が風化することを防ぐとともに、その経験や教訓を踏まえ、様々な自然災害から自らの命を守るため、正しい知識や技能を身に付け、主体的に判断し行動する力を育成する。また、命に対する畏敬の念や助け合い、ボランティア精神等共生の心を育み、人間としての在り方や生き方を児童生徒に考えさせる防災教育を推進する。

ア 実践的な防災教育の推進

阪神・淡路大震災や平成21年台風第9号災害などの記憶の風化を防ぐ取組や防災教育に関するカリキュラムの見直し等により、防災・減災に向けた指導の充実を図る。また、学校現場における自然災害発生時の対応等の実情を踏まえ、学校防災体制を強化する。

イ 地域と連携した、防災・減災教育の充実

地域の災害特性、津波や大雨による水害・土砂災害の被害等を踏まえ、普段から家庭、地域住民、近隣学校・園、企画防災課、消防署等の専門機関との連携を強化する。ハザードマップを活用した学習や実践的な防災訓練を実施し、防災・減災教育の充実に努める。

(3) 「健やかな体」の育成

生活環境が急激に変化する社会において、子どもたちが生涯にわたって心身の健康を保持し、いきいきと活動していくためには、興味・関心や適性等に応じて適切に運動することのできる資質・能力の育成を図ることが大切である。また、健康で安全な生活を送るために基礎を培い、心身の調和的発達を図ることが重要である。

このため、次の3つの施策に取り組む

- 施策
- ① 体力・運動能力向上の推進
 - ② 食育の推進
 - ③ 健康教育・安全教育の推進

① 体力・運動能力向上の推進

全国体力・運動能力、運動習慣等調査※などの結果を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう指導の工夫に努める。また、部活動については、適切な休養による安全の確保、生徒の自主性の尊重に留意しつつ、責任感、連帯感を育成する。

ア 豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成

児童生徒に運動やスポーツに親しむ習慣を身に付けさせるため、体育授業の改善や、休み時間における運動遊びの奨励、家庭・地域と連携した取組などにより、豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成を図る。

イ 体力・運動能力向上を図る態度の育成

全国体力・運動能力、運動習慣等調査※などの結果から、自身の体力や運動能力の状況や課題を把握させる。加えて、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるため効果的な指導方法を工夫し、体力・運動能力の向上を図ろうとする意欲・態度を育成する。

② 食育の推進

児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校教育活動全体を通じた組織的・計画的な食育を推進する。学校給食における地元産農林水産物の活用促進を図り、家庭・地域と連携した食育に取り組む。

ア 食に関する自己管理能力を育む食育の推進

家庭・地域と連携しながら、児童生徒に健康的な食生活について考えさせたり、食の持つ多様な側面に気づかせたりすることにより、食の重要性に関する意識を高める。

イ 学校給食センターと連携し学校教育活動全体で行う食育の推進

食材の地産地消を推進する中で、地域の産業や自然、食文化について理解を深め、生産者への感謝の気持ちを抱かせるため、学校給食センターと連携し、学校教育活動全体で食育を推進する。

③ 健康教育・安全教育の推進

人生100年を通じて健康な生活を送るために必要な力、多様化・深刻化している心身の健康課題を解決する力を育成するため、感染症（インフルエンザ、エイズ等）やアレルギー疾患等への対応など学校保健に関する教職員の資質・能力の向上に努める。そのうえで、保健管理の充実を図るため、家庭や医療機関等と連携した学校保健活動を推進する。また、児童生徒に自らの命・安全を守るために危険を予測し、的確な判断のもとに行動できる力を育むため、安全教育の推進を図る。

ア 積極的に健康な生活を実践する力を育む保健教育の推進

児童生徒の心身の状況を的確に把握し、心身の機能発達と健康に関する指導を適切に行い、生涯にわたって積極的に健康を保持増進するための資質・能力を育成する。

イ 危機に適切に対応できる力を育む安全教育の推進

地域・関係機関と連携した学校安全を推進する体制を構築し、自らの命を守り抜くために主体的に行動する態度を育成できるよう、創意工夫して交通安全・防犯教室等を実施する。

（4）キャリア教育*の推進

子どもたちに、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けさせ、これから的人生を前向きに生きていけるようにするために、学校の教育活動全体を通じ、組織的・計画的なキャリア教育を推進し、「キャリアプランニング能力*」「人間関係形成・社会形成能力*」「自己理解・自己管理能力*」「課題対応能力*」の4つの基礎的・汎用的能力を養うことが重要である。

このため、次の2つの施策に取り組む。

- 施策
- ① 体系的・系統的なキャリア教育の推進
 - ② 社会に触れる機会の充実

① 体系的・系統的なキャリア教育*の推進

児童生徒一人一人が将来、複雑で予測困難な現代社会に対応できる社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた勤労観・職業観を育てるキャリア教育を組織的・計画的に推進する。また、進路指導においては、自らの意思と責任で主体的に進路を選択・決定できる能力や態度を育成する。

ア 小・中一貫したキャリア形成を図る取組の充実

特別活動を要として教育活動全体を通してキャリア教育*を推進し、将来に対する児童生徒の夢や希望を育む。学校におけるキャリア教育の目標を明確にして全体計画を作成し、発達段階に応じた小学校から中学校までの継続的な指導

を、家庭や地域と連携して行う。

イ 社会的・職業的自立をめざしたキャリアプランニング能力※等の育成

自己の将来像を描き、学ぶことや働くことの意義・役割等を理解させ、社会的・職業的自立の基盤となる「キャリアプランニング能力」等4つの基礎的・汎用的能力を育成する。また、進路指導においては、生徒の能力・適性、興味・関心、将来の進路希望等に基づき、保護者との連携のもと、個に応じたガイダンスの充実を図る。

② 社会に触れる機会の充実

児童生徒が学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来の生き方・働き方を考えることができるよう、小・中それぞれの発達の段階に応じ、体験活動や社会参画の機会の提供など社会に触れる機会を充実させる。

ア 自然体験、社会体験、就業体験等を通じた機会の充実

人や社会と自分とのかかわりを認識させるため、保護者や地域の人々、関係機関等と連携しながら、自然学校※や「トライやる・ウィーク※」など多様な体験活動を開拓したり、地域を支える産業に目を向ける機会を設けたりする。

イ 地域人材の活用

地域の人材をゲストティーチャーとして学校に招聘したり、実地見学を行ったりして社会に触れる機会を充実させ、郷土の魅力に気付かせるとともに、社会の一員としての自覚を養う。

(5) 特別支援教育の推進

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育※システム構築のため、すべての学校・園や学級に発達障害を含めた障がいのある子どもたちが在籍する可能性があることを想定して、一人一人の子どもの特性や発達の段階に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を育成することが重要である。

このため、次の2つの施策に取り組む。

- | | |
|----|---|
| 施策 | ① 連続性のある多様な学びの充実
② 一貫性のある支援体制の構築 |
|----|---|

① 連続性のある多様な学びの充実

障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法※を踏まえつつ、障がいのある児童生徒等が合理的配慮を受けながら適切な指導や必要な支援を受けられる体制の充実を図る。また、自立と社会参加に向けた支援など一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境整備を進める。さらに、交流及び共同学習を推進し、共に助け合い、

支え合って生きることの大切さを学ぶ機会を充実させる。

ア 多様な教育的ニーズに応じた指導の充実

本人・保護者との合意形成のもと、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障がいの状況等に応じた指導の内容や方法の工夫を検討して、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成する。さらに、特別支援教育コーディネーター※を中心に、校内委員会を定期的に開催し、P D C Aサイクル※による点検・評価や全教職員の共通理解を図る。また、共生社会の構築に向け、交流及び共同学習を組織的・計画的・継続的に進め、相互理解を促進する。

イ 通常学級における特別支援教育の推進

通常学級において、スクールアシスタント※を有効に活用するなどして、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実に努める。また、ユニバーサルデザイン※に配慮した授業づくりや多様性を尊重した学級づくりを行い、学習指導要領に示された学びの困難さに応じた指導ができるよう、発達障害等に関する基礎的な知識・技能の習得と指導力の向上を図る。

ウ 特別支援教育を充実させるための教育環境整備の推進

通級指導教室、特別支援学級で学ぶ児童生徒に対して、障がいの状態等に応じ、自立活動を含めた特別の教育課程を適切に編成する。また、編成の意図等について、本人・保護者への説明責任を果たすとともに、次年度への適切な引き継ぎを行い、特別支援教育を充実させるための教育環境整備を推進する。

② 一貫性のある支援体制の構築

就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、西はりま特別支援学校のセンター的機能※を核としたネットワークを活用するとともに、他の学校・園、教育委員会、保健・福祉・医療・労働等の関係機関、地域住民との連携を深める。

ア 連携による切れ目ない特別支援教育に関する支援の充実

障がいの状態や将来の進路希望等に基づいたキャリア教育※を推進するとともに、健康、学習、発達、成長という観点を大切に本人・保護者に十分な情報を提供し、継続的な相談や懇談等を通して、就学や進路に関する合意形成を図る。西はりま特別支援学校のセンター的機能※を活用したり、福祉等関係機関との連携を図り効果的な支援についての情報を共有したりするなど、障がいのある児童生徒が支援を受けやすい体制づくりに努める。

イ 特別支援教育に関する理解啓発の推進

共生社会の実現に向け、地域住民や保護者の特別支援教育に関する理解が深まるよう、町広報紙や町教委広報紙、学校だより等で発信したり、関係機関と連

携したりするなど積極的に理解啓発を図る。

(6) 幼児期の教育の充実

幼児一人一人に「生きる力」の基礎を育むためには、どの幼児教育施設においても、子どもの特性や発達段階に応じて、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を充実させることが大切である。そのうえで、幼児同士が共通の目的を見出し、工夫したり協力したりするよう教育内容を工夫し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿^{*}」を踏まえた質の高い教育を提供することが重要である。

このため、次の施策に取り組む。

- 施策 ① 幼児期における教育の質の向上
② 開かれた園づくりの推進

① 幼児期における教育の質の向上

保育園・幼稚園における幼児の心身の調和のとれた発達を図るため、一人一人の特性に応じた質の高い保育・教育の推進、保・幼・小連携の充実、家庭・地域との連携による家庭教育への支援等に取り組む。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」^{*}を踏まえた創意ある保育課程や教育課程を編成し、幼児教育において育みたい資質・能力を育成する。

ア 幼児一人一人の発達の特性に応じた質の高い保育・教育の推進

保育指針、幼稚園教育要領に基づき、地域の状況や園の規模、教職員の構成等の実態を考慮し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」^{*}を見据え、幼児一人一人の発達の特性を踏まえた創意ある保育課程・教育課程の編成、実施、評価、改善を適切に行う。

イ 特別な支援を必要とする幼児の指導

特別な支援を必要とする幼児の指導にあたっては、保護者と連携し、西はりま特別支援学校や医療・福祉機関等からの専門的な助言等を得る。

② 開かれた園づくりの推進

ア 保育園・幼稚園と家庭・地域の連携

開かれた園づくりに努め、積極的な情報の提供、地域の教育力の活用や関係機関との連携等を行い、保護者や地域の人々の理解や支援を得る。

イ 小学校教育との円滑な接続のための取組の充実

子どもの発達を長期的な視点で捉え、幼児と児童の交流にとどまらず、接続期における保育課程・教育課程や指導方法に関する意見交換、合同研修会や保育・

授業参観を通して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※について共有し、小学校教育との円滑な接続を図る。

基本方針 2

一人一人の個性を生かした子どもたちの学びを支える環境の充実

豊かな学びを実現するためには、学習環境を整備するとともに、家庭の教育力や地域の教育力を高めることが重要である。

学習指導要領においても、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められており、学校教育がより一層、家庭や地域と連携・協働することが求められている。

よりよい学習環境を整備するためには、教職員の資質能力の向上及び働き方改革の推進はもとより、いじめ、不登校等の課題について校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む体制づくり、教育環境の整備等が必要である。また、すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進することが必要である。

そこで、次の4つの基本的方向に沿って取組を推進する。

(1) 教職員の資質・能力の向上と働き方改革の推進

教職員の資質・能力の向上を図るために、教職員が教職生活全体を通じて、学び続けることができるよう支援する。また、体罰や非違行為の根絶に努めるとともに、児童生徒と向き合う時間を確保するための、働き方改革を推進する。

このため、次の2つの施策に取り組む。

- 施策
- ① 教職員の資質・能力の向上
 - ② 教職員の働き方改革の推進

① 教職員の資質・能力の向上

教職員は、児童生徒の学びを支えるため、自らの使命感や倫理観を高めるとともに、豊かな人間性の涵養に努めなければならない。また、社会の変化にも対応する専門性と実践的指導力の向上に加え、キャリアステージ※に応じた資質・能力を高めていく力等を培うための研鑽と修養に努めなければならない。そのために、兵庫県教員・管理職研修資質向上指標等を活用した研修の充実を図る。

ア 教職員としての基本姿勢の確立

教職員は全体の奉仕者であるとの自覚に立ち、服務規律を遵守するとともに、人権感覚を磨くための取組を進める。県教育委員会の通知や町のハラスメントに関する指針等を基に各校で研修を深める。

イ 「兵庫県教員・管理職資質向上指標」等を活用した研修の充実

兵庫県教員・管理職資質向上指標等を踏まえた実践的な研修に積極的に参加し、管理職及び教員の資質・能力の向上を図る。また、校内研修の充実を図りOJT※を通して、ミドルリーダー、若手職員の指導力、授業力の向上につなげる。さらに、専門性を高めるための自主的な研修の推進を図る。

ウ 佐用町教育研究所研修講座の充実

教職員としての専門的知識・技能の向上を図る研修の充実をめざし、教育的視野を拡大させる研修の充実を計画し実施していく。そのために、授業力向上を中心として、いじめ・不登校・児童生徒理解をはじめとする生徒指導、人権尊重の教育、特別支援教育、道徳教育、情報教育、国際理解教育、防災教育など、当面する教育問題に対応できるよう、研修計画を一層充実させていく。

② 教職員の働き方改革の推進

教職員が心身ともに健康で、子どもと向き合う時間が確保できるよう、管理職が中心となり、心の通い合う学校運営を推進するとともに、教職員が意欲をもって職務に取り組める環境づくりを進める。

ア 地域人材等の積極的な活用の推進

学校評価を学校運営改善に活用する。学校評議員会やPTAの諸会議で学校の状況を説明するとともに、保護者や地域の意向を学校運営に反映し支援を得る。スクールサポートスタッフや地域のボランティアスタッフ等を有効に活用する。

イ 学校業務改善の取組等を通じた教職員の児童生徒と向き合う時間の確保

各校において学校業務改善の取組を進めるとともに、教育委員会主催の学校業務改善推進委員会で情報交換をし、各校の取組に生かし、環境整備と教職員の意識改革を図る。

ウ 教職員の協働による学校運営の改善及び危機管理体制の構築

管理職のリーダーシップのもと、組織として教育活動に取り組む体制づくりを行う。危機はいつでも発生し得るという共通認識をもち、各校の「危険管理マニュアル」に基づいた研修や訓練を行う等、日ごろから高い危機管理意識を醸成する。

エ 教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実

記録簿による勤務時間の把握や安全衛生委員会を開催し、教職員の健康障害の防止に努める。メンタルヘルスの保持・増進に配慮した校内体制等を協議し、構築する。年次休暇の計画的取得の促進等を通じて、健全なワーク・ライフ・バランス※の保持に配慮する。

(2) 学校の組織力の強化

学校を取り巻く諸課題に適切に対応するためには、校長のリーダーシップのもと、外部人材の活用を図りながら、教職員一人一人の力を組織的かつ機動的に生かしていく協働体制の確立が重要である。

このため、次の2つの施策に取り組む。

施策

- ① 管理職の確保・育成
- ② 生徒指導における組織的取組の推進といじめ等問題行動・不登校への対応

① 管理職の確保・育成

意欲と実行力のある管理職を育成し、管理職のリーダーシップのもと、協働して諸課題に取り組める組織の確立をめざす。

ア 「兵庫県教員・管理職資質向上指標」等を活用した研修の充実

「兵庫県教員・管理職資質向上指標」等を踏まえた研修に積極的に参加し、諸課題を積極的に解決するためのリーダーシップを有する管理職を育成する。管理職合同研修会や校長会、教頭会において計画的に、教育行政・学校経営研修の充実を図る。

イ 学校管理職の養成及び学校運営能力の向上

学校運営・教育活動の中核的役割を担う主幹教諭の養成を進める。チーム学校の視点に立ち、校長のリーダーシップのもと学校教育目標の共通理解を図り、教職員・専門スタッフがそれぞれの能力、適正を生かし、連携・分担して、機動的に対応できる組織を構築する。

② 生徒指導における組織的取組の推進といじめ等問題行動・不登校への対応

児童生徒一人一人の内面に対する共感的な理解を深め、人間的なふれあいを通して、互いを認め合える好ましい人間関係を築くことができるよう指導する。また、教育活動全体を通じて児童生徒の社会性を培い、自立心や自律性の育成に努めるとともに、生きる喜びと命の大切さを実感させる教育を推進する。特にいじめ、不登校等については家庭及び関係機関等と連携を密にして組織的に対応する。

ア 心の教育に関する今日的な課題への対応

教科指導をはじめ、教育活動全体を通じて児童生徒が相互に自他の個性、人権を尊重し、よりよい人間関係を主体的に形成しようとする集団作りをめざす。児童生徒の自尊感情を育み、命の大切さを実感させる取組を実践する。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{*}を積極的に活用する中で、相談体制を整備し、心理的支援の充実を図る。

イ チーム学校として組織的に対応できる体制づくり

人間的なふれあいに基づく生徒指導体制を構築するとともに、事例研修等に積極的参加し、初期対応や組織的対応について職員の対応力の向上を図る。家庭や地域、青少年育成センター等の関係機関と連携し、未然防止、早期発見、早期対応に努める。

ウ いじめの未然防止と早期発見・早期対応の強化

佐用町いじめ防止基本方針※及び各校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け組織的な取組を進める。定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめ等の問題行動の積極的な認知や悩みを抱える児童生徒の把握に努める。

エ 不登校等対策の推進

不登校が生じないような取組を充実させるため、児童生徒一人一人が居場所を実感できる魅力ある学校づくりを推進する。保護者や適応指導教室※、関係機関等と連携を図りながら、支援の充実を図る。

(3) 教育環境の整備・充実

子どもたちが安心して学校・園生活を送るため、安全で質の高い教育環境の整備を図る。また、すべての子どもたちが家庭環境に影響されることなく未来に希望をもち、自己実現を図ることができるよう教育環境の向上を図る。

このため、次の4つの施策に取り組む。

- | | |
|----|--|
| 施策 | ① 安全・安心な教育環境の整備の推進
② I C T※等の先進的な学習基盤の整備
③ 就学支援の充実
④ 少子化に伴う今後の学校のあり方の検討 |
|----|--|

① 安全・安心な教育環境の整備の推進

学校施設の老朽化に対応するため、長寿命化改修やトイレ改修等の計画的な推進を図る。また、各学校・園において、引き続き、安全点検や登下校路の安全確認、交通安全教室を実施するとともに、スクールバスを利用する子どもたちへの安全指導や安全教育の充実を図る。

ア 教育環境整備の推進

子どもたちが安全な学校・園生活を送ることができるように、より安全な学校・園をめざして整備を進めていく。また、学校が災害時の避難施設となることも踏まえ、計画的な環境整備に努める。

イ 学校危機管理マニュアルの検証と見直し

学校危機管理マニュアルに基づいて、定期的に研修や訓練を実施し、必要に応じて見直しや改善を図る。

② I C T^{*}等の先進的な学習基盤の整備

学習指導要領の趣旨を踏まえ、効果的・効率的に情報活用能力を習得するために必要な I C T 環境の整備を図る。

ア I C T^{*}環境の整備と活用の推進

I C T 環境の充実を図るとともに、情報機器の有効な活用方法についての研究や、その他の情報機器の積極的な活用を進める。

イ 教職員の情報モラル^{*}指導力等の向上

教育機器の活用にあたっては、児童生徒に健全な活用のための情報モラルやメディアリテラシー^{*}の育成を図るため、教職員の I C T^{*}活用指導力及び情報モラル指導力向上を図る。

③ 就学支援の充実

子どもたちの学習機会を保障するため、経済的理由によって就学が困難な児童生徒に対して就学支援施策を実施する。

ア 教育費負担の軽減に向けた支援

就学援助費の支給、子育て支援券^{*}の交付及び学校給食費の助成等により、様々な困難や課題を抱える子どもたちに対する就学支援を行う。

イ 関係機関との連携

子どもたちの個々の状況に応じて、健康福祉課等関係機関との連携のもと、支援の充実を図る。

④ 少子化に伴う今後の学校のあり方の検討

本町の少子化等、様々な変化に対応するため、学校の適正規模のみならず、今後の学校のあり方について検討を行う。

ア 今後の学校のあり方

少子化に伴う今後の学校のあり方について、保幼小中連携や地域学校協働活動など多方面にわたり調査研究を行う。

イ 各学校・園間の円滑な接続とそのための教育活動の検証

学校規模のあり方等の検証とともに、保育園・幼稚園と小学校、小学校と中学校の円滑な接続のための教育活動のあり方について、検証を進める。

(4) 家庭と地域による学校と連携した教育の推進

学校・家庭・地域は互いに連携・協力して子どもたちの教育に取り組む必要がある。家庭教育において、人間関係の基礎を形成し道徳性の芽生えを培うことや、規則正しい生活習慣を身に付けさせるとともに、地域全体で学校及び家庭教育を支える体制づくりをすることが重要である。

このため、子育ての環境の基盤となる第2期佐用町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、次の3つの施策に取り組む。

- 施策
- ① 家庭の教育力の向上
 - ② 地域の教育力の向上
 - ③ 安全・安心な居場所づくり

① 家庭の教育力の向上

保護者としての学びの機会の設定や子育てに関する必要な状況の提供、関係機関への橋渡しを行う。乳幼児期から学齢期にわたる家庭教育を充実させるため、次の具体的支援に取り組む。

ア 家庭教育の充実に向けた支援

子育て支援センターにおいて、子育てに関わる情報を提供するとともに、交流や情報交換の場を提供する。また、子育てに不安を抱え、孤立しがちな家庭を支援するため、母子健康包括支援センターが相談に応じて、医療機関や相談事務所など関係機関への橋渡しを行い、相談体制を充実させる。

イ 保護者としての学びの支援

子育て支援事業やPTA・保護者会の研修会等を活用し、乳幼児期から学齢期を通じ、保護者としてあるべき姿について学ぶ機会を充実させる。家庭との連携を図るため、子育てに関する情報を提供する。

② 地域の教育力の向上

学校・園、家庭、地域の連携・協働により、地域全体で子どもたちを育てる取組を推進する。学校は、開かれた学校づくりを進め、子どもたちの成長を支援する教育活動への地域住民の幅広い参画を推進する。

ア 開かれた学校・園づくりの推進

学校・園は、オープンスクール・公開保育や学校だより、ホームページ等を通して、保護者や地域に積極的に情報を提供する。学校施設の開放や地域住民との交流活動を促進する。

イ 地域との連携の推進

学校評議員会や学校関係者評価※等を通して地域の意見を聞き、学校運営に積

極的に反映させる。また、地域づくり協議会等と連携を図り、地域住民を積極的にゲストティーチャー等として招聘したり、地域とともにある学校づくりを推進する「トライやる・ウィーク※」等の機会を活用したりして、地域住民の教育活動への参画を推進する。

③ 安全・安心な居場所づくり

地域における子育て家庭への支援、放課後などにおける子どもの居場所の確保、登下校時の見守り活動などを継続的に実施し、安全・安心な居場所づくりを推進する。

ア 学童保育の実施

子ども・子育て支援事業に基づき、昼間、保護者が就労等により家庭にいない児童のために適切な遊び場及び生活の場として、学童保育に取り組む。

イ 登下校中や地域における安全を守る取組

地域づくり協議会等と連携を図りながら、登下校中や地域における安全を守る取組を推進する。また、青少年育成センター指導員による巡回補導等の取組を充実させる。

基本方針 3

人生 100 年を通じた学びの推進

生涯を通じて学び、自己を高め、学んだことを地域社会等に還元していく取組は、地域づくり・まちづくりを進める上で不可欠である。また「人生 100 年時代※」を迎える昨今、その必要性はさらに高まってきている。

そのために、町民一人一人がライフステージ※に応じて、必要な知識や技能・技術を学び、活用しながら、知的・人的ネットワークを構築・活躍することを支援するとともに、地域づくり・まちづくり、さらには地域創生へつながる取組を推進する。

一方、本町は高齢化率が 4 割を超えており、そのため、町民の健康寿命を延伸することが極めて重要であり、町の将来を左右する大きな課題の一つである。そのため、幼少期から基礎的な体力を身に着けることはもとより、生涯を通じて運動・スポーツを楽しむ取組を推進し、スポーツの振興と健康づくり、地域活性化の推進を図る。

（1）主体的に生きるための学ぶ場の充実

生涯学習の推進には、様々な世代が学びを始めるきっかけづくりのほか、楽しく学び、仲間とつながりながら、その成果を発揮できる場の創出と動機づけが重要である。

このため、社会教育も包含する佐用町生涯学習推進計画等に基づき、次の 2 つの施策に取り組む。

- 施策 ① ライフステージに応じた学びの充実
② 地域文化の継承と創造

① ライフステージ※に応じた学びの充実

町民が生涯を通じて学びの機会を得ることは、生きる喜びや感動を得るとともに、命を尊び、お互いを尊重し、心身共に健康で豊かな生活を送ることに直結していく。人生 100 年を通じて、すべての町民が学習によって自らを高め、人生を設計し、生き生きと暮らすことができるよう、次にあげる取組を通じ、ライフステージに応じた「学び」を支えていく。

ア 学習環境の整備

生涯学習を継続的・発展的に推進するために、町民の代表からなる推進組織や、役場内に課を横断する体制を設け、総合的に推進する。また、人々の価値観・ライフスタイルが多様化する中で、さよう文化情報センターを拠点として、高年大学やまちづくりセミナー等、各世代のニーズにこたえる学習機会の拡充や、学習情報の収集、発信を推進する。

一方、少子高齢化が進む佐用町には、地域福祉や健康づくり、地域産業等のあ

らゆる分野に様々な生活課題が存在する。これらに関心を持ち、理解を深め、まちづくりへつながる講座等の開設に努めるとともに、各地域づくり協議会での生涯学習による課題解決活動を支援する。

イ 人権文化の創造

人権学習は、世代に関係なく取組を推進すべき基本的学習分野である。人権意識の醸成は、命を尊びお互いを尊重する社会を形成する基盤である。人権ポスターや作文、標語等の募集による人権啓発活動の推進や、視聴覚教材を活用した研修や講座の開設、また人権まちづくりフェスタ等のイベントを通じて、男女共同参画はもちろん、外国人や障がい者等、だれもが生き生きと暮らすことができるまちづくりに取り組む。

ウ 図書館活動の推進

町立図書館ではボランティアの協力も得ながら、読み聞かせやものづくり講座等の運営を行いサービスの輪を広げてきた。今後も町民が必要とするあらゆる情報の収集を図り、図書館が町民の生涯学習の場として、より一層活用されるように、さらなる機能やサービスの充実を図っていく。また、家庭・地域・学校・園との連携の中で、佐用町子ども読書活動推進計画に基づき、乳幼児期から青少年期までの読書活動の啓発を図る。

② 地域文化の継承と創造

芸術や文化にふれることは、暮らしに潤いをもたらし、豊かな感性と人間性を育む。また町民の芸術・文化に対する関心は高く、活発なサークル活動が行われている。

「人生 100 年時代※」を迎えるにあたり、芸術・文化活動を通じて、すべての町民が豊かな感性と人間性を創造していくことはもちろん、自然景観や地域に残る歴史ある文化や伝統芸能等を継承していくため、次の取組を行っていく。

ア 芸術・文化活動の推進

町民一人一人の文化活動のほか、さよう文化情報センターを拠点として行われる文化協会や美術協会等の文化祭や郡美術展のほか、各文化センター等で行われる各種サークル活動等、町民の主体的な活動を支援する。また、おりひめ文化ホールやスピカホールを活用し、すぐれた芸術文化の鑑賞機会の創出や情報の提供に努める。

イ 地域伝統文化等の保存・継承

各地域づくり協議会や学校・園、その他関係機関と連携し、地域の伝統文化活動の保存と継承を図るとともに、町民の自主的な文化活動を支援し、郷土愛の醸成を図る。また様々な本町特有の地域資源を生かし、青少年を中心とした体験学習事業等を実施し、本町への誇りの醸成につながる学習を推進する。

(2) 文化財等の地域資産の活用

文化財は、それぞれの地域の自然環境や歴史・文化の積み重ねの中に生まれた、人類の有形、無形の文化遺産であり、町の文化財は、他地域の文化財では決して代替がきかない地域特有の資産、町の魅力である。こうした文化財や地域資産を将来に向けて守り伝えるとともに、その価値を学び、地域の活性化等に生かすことでこころ豊かな社会をめざす。

このため、次の施策に取り組む。

- 施策
- ① 文化財の保存活用
 - ② 「ふるさと教育」の推進

① 文化財の保存活用

文化財の保存と並んで、幅広い文化財を総合的に活用する指針が国から示された。町は保存活用地域計画を策定することができることになり、将来にわたって文化財を伝えるために必要な施策を推進する。

ア 歴史遺産・地域文化の保存継承

町内には数多くの歴史遺産があり、また、祭り、年中行事等の伝統文化が残されている。これらを保存するため、保存施設整備や保存対策、伝える人材育成等を図っていく。

イ 文化財保存活用地域計画※の推進

文化財の保存は永続的なものであり、長期計画のもと保存と活用を図っていく必要がある。平成29年度から実施している「佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト※」の構想をもとに、町の地域計画の策定を推進する。

② 「ふるさと教育」の推進

地域に根ざした文化財がもつ教育的効果を生かすため、家庭・地域と連携して伝統的な地域行事等への参加機会を増やすとともに、次代を担う子どもたちへの継承を推進する。

ア 地域の文化財等の活用

地域の文化財等についての見学会や説明会等の開催やリーフレットの発行等により、ふるさと意識の醸成を図る。

イ 学校・園における郷土学習の推進

地域の伝統文化や地場産業等に堪能な地域人材や指導者を活用し、児童生徒の郷土学習の充実を図る。

(3) 生涯スポーツ等の推進と環境づくり

少子高齢化の影響で、スポーツ競技者数の減少や指導者の不足など、継続した活動が困難な状況が生じている。一方、高齢期を健康で過ごすため、町民の健康・体力づくりが重要となっている。またスポーツに対するニーズも多様化し、個人で行うスポーツ人口が増加する一方、団体競技人口が縮小傾向にある。それに伴い、仲間意識や連帯感、コミュニティ意識が希薄化しつつある。

そのために、本町では佐用町生涯スポーツ推進計画を策定し、次の2つ施策に取り組む。

- | | |
|----|---------------------------|
| 施策 | ① 健康寿命の延伸 |
| | ② スポーツ等による地域活性化の推進 |

① 健康寿命の延伸

本町では高齢化率が4割を超える一方、過疎化と人口減少も激しい。そのため、高齢者のみならず、町民一人一人の健康・体力づくりが本町の将来を大きく左右するといつても過言ではない。そのため、次にあげる取組を通じ、スポーツの振興と町民の健康寿命の延伸を図る。

ア 生涯スポーツ等の普及・推進

日ごろ運動習慣のない人のきっかけづくりのために、ニュースポーツ体験会等を開催し、だれもが気軽に楽しめ、コミュニケーションを図ることができる生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進する。一方、関係機関との連携のもと、いきいき百歳体操の普及と、地域主体での健康づくりを継続的に支援するとともに、保育園・幼稚園と連携し、幼児期からの基礎体力の向上に努める。

イ スポーツ大会等の開催・支援

町最大のスポーツイベント「さようマラソン&ウォーク」のほか、健康増進をテーマにした「さよう健康フェスティバル」を通じ、幅広い世代の心身の健康づくりを推進する。また、各スポーツ団体が主体となって開催する大会は、社会体育施設の優先使用や経費支援を行い、競技スポーツの振興と健康づくりにつなげる。

② スポーツ等による地域活性化の推進

スポーツには、生きがいや健康づくり、健全な心身の育成のほか、交流促進や地域活性化にも高い効果が期待できる。次にあげる取組を通じ、地域間や団体間交流の促進と活性化をめざす。

ア 地域との連携・協働

各地域づくり協議会やスポーツクラブ21等と連携・協力し、各地に存在する社会体育施設や学校施設を有効活用し、多くの町民が主体的に企画し、参加でき

るスポーツ活動の促進を図り、地域コミュニティの活性化を推進する。

イ 人材育成と競技力向上支援

スポーツ推進委員や体育協会所属の指導者等を対象に、研修や交流を行い、人材の育成と指導者等の資質向上に努め、競技力の向上と地域や団体等の活性化をめざす。一方、全国大会出場等、優秀な成績を収める競技者や指導者を顕彰し、競技・指導意欲の向上を図る。

◇計画の推進と進行管理

次代を担う子どもたちを育み、町民一人一人が生涯にわたる学びを実践するためには、地域社会全体で学びを支えていくことが重要である。そのため、本計画の推進においては、学校・園、家庭、地域、行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協働しながら本町の教育施策の一層の充実を図る。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）」の改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）により、教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理執行状況について、自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表すること、また、その点検・評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするとされている。佐用町教育委員会では、その法に則り、『夢ある教育 きらめきプラン』（佐用町教育振興基本計画）を効果的に推進していくため、引き続き、毎年の教育委員会評価において検証していくとともに、各学校・園においても「学校経営概要」「年間指導計画」「保育課程」に反映させるものとする。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）」の施行により設置された「総合教育会議」においても、本計画について、協議・調整を行っていく。

本計画に掲げる施策を効果的かつ着実に実行するために、P D C A サイクル※による進行管理を行うとともに、各種施策の展開においては、近年の教育を取り巻く環境の複雑化・多様化や他分野にわたる連携が重要となることから、国・県との調整や協調を図りながら、効率的・効果的な事業の推進に努める。

◇第3期佐用町教育振興基本計画の骨子

基本方針	基本的方向	施 策	主 な 取 組
1 育 育 む ち 教 の 育 連 続 性 推 進 を 重 視 し た 「生 き る 力」 を	(1) 「確かな学力」の育成	① 学力向上の推進	カリキュラム・マネジメントの確立
			各教科等における言語活動の充実
			「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
			児童生徒一人一人の状況等に応じた指導の充実
		② 国際化に対応する教育の推進	「家庭学習の手引き」の活用等による学習習慣の定着に向けた指導の充実
			豊かな語学力やコミュニケーション能力を育成する外国語教育の推進
		③ 理数教育の充実	異文化理解の育成とふるさと意識の醸成をめざした国際理解教育の推進
			理科、算数・数学に対する興味・関心、学習意欲を高めるための学習指導の工夫
		④ 情報活用能力の育成	観察・実験、数学的活動を重視した授業改善等の推進
			発達段階に応じたプログラミング教育の充実
			情報社会に主体的に対応しうる情報活用能力（情報モラルを含む）の育成
	(2) 「豊かな心」の育成	① 体験教育の推進	豊かな人間性と健全な社会性を培う体験活動の推進
			持続可能な社会の担い手を育成する環境教育の推進
		② ふるさと意識を醸成する教育の推進	ふるさとの魅力を再認識する教育の推進
			国や郷土の伝統文化・芸術文化に触れる機会の充実
			国や郷土の歴史に関する教育等の充実
		③ 道徳教育の推進	他者や自己との「対話」により考えを深める道徳教育の推進
			学校・家庭・地域が連携した道徳教育の推進
		④ 人権教育の推進	多文化共生社会の実現をめざす教育の充実
			発達段階に応じた人権課題の主体的解決に向けた教育の推進
			好ましい人間関係づくりに向けた人権教育の推進
		⑤ 防災教育の推進	実践的な防災教育の推進
			地域と連携した、防災・減災指導の充実

基本方針	基本的方向	施 策	主 な 取 組	
1 育 育 む ち 教 育 連 続 性 推 進 を 重 視 し た 47 生きる力を	(3) 「健やかな体」の育成	① 体力・運動能力向上の推進	豊かなスポーツライフを継続する資質・能力の育成	
			体力・運動能力向上を図る態度の育成	
		② 食育の推進	食に関する自己管理能力を育む食育の推進 学校給食センターと連携し学校教育活動全体で行う食育の推進	
	(4) キャリア教育の推進	③ 健康教育・安全教育の推進	積極的に健康な生活を実践する力を育む保健教育の推進	
			危機に適切に対応できる力を育む安全教育の推進	
	(5) 特別支援教育の推進	① 体系的・系統的なキャリア教育の推進	小・中一貫したキャリア形成を図る取組の充実 社会的・職業的自立をめざしたキャリアプランニング能力等の育成	
			自然体験、社会体験、就業体験等を通じた機会の充実	
		② 社会に触れる機会の充実	地域人材の活用	
		① 連続性のある多様な学びの充実 ② 一貫性のある支援体制の構築	多様な教育的ニーズに応じた指導の充実 通常学級における特別支援教育の推進 特別支援教育を充実させるための教育環境整備の推進	
	(6) 幼児期の教育の充実		連携による切れ目ない特別支援教育に関する支援の充実 特別支援教育に関する理解啓発の推進	
			幼児一人一人の発達の特性に応じた質の高い保育・教育の推進 特別な支援を必要とする幼児の指導	
			保育園・幼稚園と家庭・地域の連携 小学校教育との円滑な接続のための取組の充実	

基本方針	基本的方向	施 策	主 な 取 組
2 ち一 の学 び人 をの 支個 え性 を生 境か のし 充た 実子 ども た	(1) 教職員の資質・能力の向上と働き方改革の推進	① 教職員の資質・能力の向上	教職員としての基本姿勢の確立
			「兵庫県教員・管理職資質向上指標」等を活用した研修の充実
			佐用町教育研究所研修講座の充実
		② 教職員の働き方改革の推進	地域人材等の積極的な活用の推進
			学校業務改善の取組等を通じた教職員の児童生徒と向き合う時間の確保
			教職員の協働による学校運営の改善及び危機管理体制の構築
	(2) 学校の組織力の強化	① 管理職の確保・育成	教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実
			「兵庫県教員・管理職資質向上指標」等を活用した研修の充実
		② 生徒指導における組織的取組の推進といじめ等問題行動・不登校への対応	学校管理職の養成及び学校運営能力の向上
			心の教育に関する今日的な課題への対応
			チーム学校として組織的に対応できる体制づくり
			いじめの未然防止と早期発見・早期対応の強化
	(3) 教育環境の整備・充実	① 安全・安心な教育環境の整備の推進	不登校等対策の推進
			教育環境整備の推進
		② ICT等の先進的な学習基盤の整備	学校危機管理マニュアルの検証と見直し
			ICT環境の整備と活用の推進
		③ 就学支援の充実	教職員の情報モラル指導力等の向上
			教育費負担の軽減に向けた支援
		④ 少子化に伴う今後の学校のあり方の検討	関係機関との連携
			今後の学校のあり方
			各学校・園間の円滑な接続とそのための教育活動の検証

基本方針	基本的方向	施 策	主 な 取 組
2 環境の実を子の支えもするたを	(4) 家庭と地域による学校と連携した教育の推進	① 家庭の教育力の向上 ② 地域の教育力の向上 ③ 安全・安心な居場所づくり	家庭教育の充実へ向けた支援 保護者としての学びの支援 開かれた学校・園づくりの推進 地域との連携の推進 学童保育の実施 登下校中や地域における安全を守る取組
3 推進年を通じた学びの	(1) 主体的に生きるための学ぶ場の充実 (2) 文化財等の地域資産の活用 (3) 生涯スポーツ等の推進と環境づくり	① ライフステージに応じた学びの充実 ② 地域文化の継承と創造 ① 文化財の保存活用 ② 「ふるさと教育」の推進 ① 健康寿命の延伸 ② スポーツ等による地域活性化の推進	学習環境の整備 人権文化の創造 図書館活動の推進 芸術・文化活動の推進 地域伝統文化等の保存・継承 歴史遺産・地域文化の保存継承 文化財保存活用地域計画の推進 地域の文化財等の活用 学校・園における郷土学習の推進 生涯スポーツ等の普及・推進 スポーツ大会等の開催・支援 地域との連携・協働 人材育成と競技力向上支援

用語説明

【ア行】

- **I C T** …Information and Communication Technology の略で、多くの場合「情報通信技術」と訳される。情報・通信に関連する技術一般の総称であり、従来の「I T (Information Technology)」とほぼ同様の意味で用いられる。（「I T用語辞典バイナリ」より）
- **イングリッシュキャンプ** …A L Tとキャンプという共同生活の場を通して、子どもたちが楽しく英語に慣れ親しむこと、様々な文化を学ぶことを目的として、兵庫県立大学西はりま天文台で夏休みに実施している町事業。
- **イングリッシュシャワールーム** …小学生や中学生が英語に親しみ興味を持つことを目的として、夏休みに実施している町事業。A L Tが講師になり、英会話やゲームを中心に、気軽に英語を使って楽しめる時間となっている。
- **インクルーシブ教育** …人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を最大限発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ教育のしくみ。（「独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 HP」より）
- **Internet of Things (IoT)** …建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバーといったコンピュータ以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。例えば家庭においては、テレビや冷蔵庫、エアコンなどの電化製品が外出先からコントロールできることなどを指す。（「知恵蔵（朝日新聞出版）」より）
- **A L T** …Assistant of Language Teacher の略で、学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手。
- **S N S** …「Social Networking Service」の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティーを容易に構築できる場を提供している。（「デジタル大辞泉（小学館）」より）
- **O J T** …「on the job training」の略で、職場での実務を通じて行う従業員の教育訓練のこと。（「デジタル大辞泉（小学館）」より）

【カ行】

- **外国語担当指導主事** …小学校の新学習指導要領の完全実施に向け、各小学校において5、6年生の外国語と3、4年生の外国語活動の授業を円滑に実施するため、平成31年4月から、教育委員会に学校教育指導主事（外国語担当）を配置した。主な職務として、各小学校に出向き、担当教員と一緒に分かりやすい授業づくりや評価の仕方等について指導助言を行う。
- **仮想現実** …コンピュータの中に作られた仮想的な世界を、あたかも現実のように体験させる技術。映像や音による視覚や聴覚のほか、触感など、五感に訴えかける工夫がなされている。たとえば、立体的な映像や音声を再現できる、ヘッドマウントディスプレーなどの装置がある。（「ASCII.jp デジタル用語辞典」より）

- 課題対応能力**…「基礎的・汎用的能力」の4つの能力のうちの一つ。仕事をする上で様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力。（兵庫県教育委員会「指導の重点」より）
- 学校関係者評価**…保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者により構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、学校自己評価の結果について評価するもの。（文部科学省「学校評価ガイドライン」より）
- カリキュラム・マネジメント**…学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善等を通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るための条件づくり。（「第3期ひょうご教育創造プラン」より）
- 環境体験活動**…山林、田や畑、川や海岸等の環境における体験活動で、五感を使って自然とふれあうことを目的としている。
- キャリア教育**…夢や目標をもち、それに向かって進んでいく力をはじめ、コミュニケーション能力や課題対応能力等、自立した社会人・職業人として将来に必要な能力の育成をめざす教育。（兵庫県教育委員会「指導の重点」より）
- キャリアステージ**…兵庫県では、採用から5年目までを第1期「実践的な指導力を伸ばす」、6年目から20年目までを第2期「職務に応じて専門性を伸ばす」、21年目以降を第3期「より高い力を身に付け後進の育成に生かす」と位置付けている。（兵庫県教育委員会「兵庫県教員資質向上指標」より）
- キャリアプランニング能力**…「基礎的・汎用的能力」の4つの能力のうちの一つ。「働くこと」の意義を理解し、自ら果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえ、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、主体的に判断してキャリアを形成していく力。（「第3期ひょうご教育創造プラン」より）
- 教職員の勤務時間適正化推進プラン**…教職員の勤務時間の適正化を図るため、今後取り組むべき方策として、これまでの取組の中で効果のあった事例（GPH50～GOOD PRACTICE in HYOGO 50～）の活用を中心として、平成29年4月に策定された。（「第3期ひょうご教育創造プラン」より）
- 共同設置方式**…小規模町村において充実した行政を行うために、複数の市町村が共同で行政事務を処理する方式。当時の佐用町、上月町、南光町、三日月町の4町で設置。
- 子育て支援券**…子育て支援施策として小・中学生の保護者に交付する金券で、町内加盟店で使用できる。副教材費相当額を助成するもので、小学生は年額15,000円、中学生は年額30,000円。財源は、持続的に支援ができるよう町太陽光発電収入が充てられている。

【サ行】

- 佐用町いじめ防止基本方針**…兵庫県いじめ防止基本方針にもとづいて平成29年3月に策定。
- 佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト**…利神城跡の国史跡指定を契機にスタートさせたプロジェクトで、町の歴史、文化など地域資源を磨き、未来につなぐ取組みを通して、佐用町の「誇り」の構築をめざす。

- 自然学校**…小学校 5 年生対象の事業で、学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、児童が人とのふれあい、地域社会への理解を深めるなど、様々な活動に取り組むことを通して、心身ともに調和のとれた児童の育成を図ることを目的としている。(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)
- 持続可能な社会**…地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会。(「デジタル大辞泉（小学館）」より)
- 自己理解・自己管理能力**…「基礎的・汎用的能力」の 4 つの能力のうちの一つ。自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力。(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)
- 小 1 プロブレム**…小学校に入学したばかりの 1 年生の学級において、「集団行動がとれない」「授業中に座っていられない」「教師の話を聞かない」等の状態が数ヶ月間継続し、学級が機能しなくなること。
- 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）**…すべての障がい者が人権や基本的自由を完全に享有するための措置について定めた国際条約。享有とは、人が生まれながら身につけて持っていること。(「デジタル大辞泉（小学館）」より)
- 障害者差別解消法**…全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された。
- 情報モラル**…情報化社会で適切に活動するための倫理。特に、インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道徳上の規範を指す。(「デジタル大辞泉（小学館）」より)
- 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）**…女性が、職業生活において、個性と能力を十分に發揮して活躍できる環境を整備するために制定された法律。平成 27 年（2015 年）施行。(「デジタル大辞泉（小学館）」より)
- 新学習システム**…新学習システム推進教員を配置し、基礎・基本の確実な定着と個性の伸長を図るための指導体制や指導方法の工夫・改善をめざすもの。小学校 2 ~ 4 年生の効果の高い 35 人学級編成や 5 ・ 6 年生の兵庫型教科担任制、少人数学習集団の編成による個に応じたきめ細かな指導などを実施。(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)
- 人工知能（A I）**…言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。A I は、artificial intelligence の略。(「ASCII.jp デジタル用語辞典」より)
- 人生 100 年時代**…英国の学者が長寿時代の生き方について述べた著書で提唱した概念。ある海外の研究では、2007 年に日本で生まれた子どもの半数が 107 歳より長く生きると推計されており、日本は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えていた。100 年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が重要である。人生 100 年時代に、高齢者から若者まで、全ての人に活躍の場があり、全ての人

が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっている。（「第3期ひょうご教育創造プラン」より）

○**スクールアシスタント**…発達障害等により行動面で著しく不安定な児童やその児童が在籍する学級への支援の他、暴力行為等の問題行動や不登校等に対応するために小学校に配置したアシスタント。児童一人一人の実態に応じた効果的な指導・支援のための補助活動を行うとともに学校・学級運営の支援をする。（内閣府ホームページより）

○**スクールソーシャルワーカー**…いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。「SSW (school social worker)」と略することもある。（「知恵蔵（朝日新聞出版）」より）

○**全国学力・学習状況調査**…文部科学省が、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証しその改善を図るために、小学校6年生と中学校3年生を対象に悉皆で実施している調査。（文部科学省ホームページより）

○**全国体力・運動能力、運動習慣等調査**…文部科学省が、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析するために、学校抽出方式で、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施するもの。（文部科学省ホームページより）

【タ行】

○**中1ギャップ**…中学校入学時において、学問の入り口としての学習、教科担任制の戸惑い、講義調授業への不満、友人や先生との人間関係の不安等に起因する不適応の問題状況のこと。

○**超スマート社会 (Society5.0)** …必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な制約を乗り越え、いきいきと快適に暮らすことのできる社会。Society1.0は狩猟社会、2.0が農耕社会、続く3.0が工業社会、そして4.0が現代の情報社会。

○**適応指導教室**…佐用町適応指導教室「ほっとルーム」。不登校の児童生徒に対して適応指導の場を設け、学校や関係諸機関との連携のもとに、生活の中で豊かな体験活動等を通しながら自尊心を育て、再登校への援助を図る。

○**特別支援教育コーディネーター**…障がいのある児童生徒の発達や障がい全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインドを有し、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役としてのコーディネーター的な役割を担う者。（文部科学省ホームページより）

○**道徳科**…教育再生実行会議の提言を受けて、「道徳教育の充実に関する懇談会」が文部科学省に設置され、道徳教育の課題と教科化に向けた活発な議論がなされた。その議論を受けて平成27年3月、学習指導要領が改正され、道徳は「特別の教科」として位置づけられた。

○**トライやる・ウィーク**…中学校2年生対象の事業で、学校・家庭・地域社会の三者の連携のもと、6月または11月を中心とする1週間、学校を離れ地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を行う。（兵庫県教育委員会「指導の重点」よ

り)

【ナ行】

- 西はりま特別支援学校のセンター的機能**…障がいのある児童生徒が必要とする支援の多様化に対応するため、特別支援学校が核となり、地域の教育資源間の連携を強化する。本町においては、西はりま特別支援学校が、特別支援教育に関する相談窓口となったり、合理的配慮や授業のユニバーサルデザインなどについて情報提供をしたりするなど、センター的機能を果たしている。
- 人間関係形成・社会形成能力**…「基礎的・汎用的能力」の4つの能力のうちの一つ。多様な他者の考え方や立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分が置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力。(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

【ハ行】

- P D C A サイクル**…計画(plan)→実践(do)→評価(check)→改善(action)という4段階を循環させ、継続的にプロセスを改善していく手法。
- ビッグデータ**…膨大かつ多様で複雑なデータのこと。スマートホンを通じて個人が発する情報、コンビニエンスストアの購買情報、カーナビゲーションシステムの走行記録、医療機関の電子カルテなど、日々生成されるデータの集合を指し、単に膨大なだけではなく、非定形でリアルタイムに増加・変化するという特徴を持ち合わせている。
(「デジタル大辞泉（小学館）」より)
- プログラミング教育**…令和2年度から実施される新しい学習指導要領に盛り込まれ、小学校で必修化される。コンピュータプログラムを意図通りに動かす体験を通じ、論理的な思考力を育むとともに、幼い頃からプログラムの世界に触れ、ITに強い人材を育成するねらいがある。
- 文化財保存活用地域計画**…平成31年度から施行された改正文化財保護法により、市町村が計画できるようになった文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプラン。国の認定を受ければ、未指定文化財を含む、地域の文化財を総合的に保存活用して、まちづくりや観光分野とも連携した枠組みで事業が行える。

【マ行】

- メディアリテラシー**…インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見きわめる能力のこと。(「ASCII.jp デジタル用語辞典」より)

【ヤ行】

- ユニバーサルデザイン**…年齢、性別、障がいの有無等を問わず、あらゆる人々が利用しやすいようにあらかじめ設計することを意味する。この考え方を授業に当てはめたものがユニバーサルデザインに配慮した授業で、すべての児童生徒にとって分かりやすく参加しやすい授業を構築することが大切である。

○**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**…幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。実際の指導では「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。（兵庫県教育委員会「指導の重点」より）

【ラ行】

- ライフステージ**…人間の一生におけるそれぞれの段階（幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等）。（「第3期ひょうご教育創造プラン」より）
- 利神城跡の国指定**…平成29年10月13日指定。利神城は、近世初頭に姫路城の支城として大改修された石垣造りの山城で、西麓の居館跡など平福と口長谷にまたがる約86万平方メートルが史跡指定された。また、平成30年2月19日には史跡の管理団体として佐用町が指定されている。
- 利神城跡保存活用計画策定事業**…史跡を将来にわたって適切に保存管理し、活用を推進するための基本的な計画策定事業（平成29年度～令和元年度）。この計画は史跡の本質的価値を明確にし、保存・活用・整備・運営体制についての課題・将来像の方針・方法等を定めたルールーブックにあたる。
- ロボット工学（ロボティクス）**…工学の一分野。制御工学を中心に、センサー技術・機械機構学などを総合して、ロボットの設計・製作および運転に関する研究を行う。（「デジタル大辞泉（小学館）」より）

【ワ行】

- ワーク・ライフ・バランス**…「仕事と生活の調和」と訳され、働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。（「政府広報オンライン」より）